

第4編 第5期障害者計画

・障害福祉計画 素案（仮）

第4編 第5期障害者計画・障害福祉計画 目次

第1章 障害者計画	1
第1節 障がい者福祉の現状と課題	1
1 障がい者（児）、難病認定者数の状況	
2 アンケート調査結果にみる障がい者のニーズ	
3 第4期計画の評価	
4 狛江市の障がい者福祉に関する課題	
第2節 計画の基本的な考え方	34
1 基本理念	
2 基本目標	
第3節 施策体系・取組み内容	37
1 施策の体系	
2 重点施策	
3 基本目標に向けた取組み	
基本目標1	障がい者が地域で暮らし続けられる基盤づくり
基本目標2	総合的で切れ目のない生活支援システムづくり
基本目標3	自立と社会参加を進めるシステムづくり
基本目標4	安心で安全に暮らせるまちづくり
第2章 第5期障害福祉計画	71
第1節 障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	71
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
3 地域生活支援拠点等の整備	
4 福祉施設から一般就労への移行等	
5 障害児支援の提供体制の整備等	
第2節 障がい福祉サービス等の見込量	76
1 訪問系サービス	
2 日中活動系サービス	
3 居住系サービス	
4 相談支援	
第3節 地域生活支援事業の見込量	89
1 必須事業	
2 任意事業	

第3章 第1期障害児福祉計画	97
第1節 障がい児福祉サービス等の見込量	97
1 障害児通所支援等	
2 障害児入所支援	
3 障害児相談支援	
第4章 計画の推進に向けて	103
第1節 計画の推進	103
1 狛江市市民福祉推進委員会・障がい小委員会	
2 狛江市地域自立支援協議会	
第2節 計画の評価方法	104
1 評価の手順	
2 評価の基準	

第1章 障害者計画

第1節 障がい者福祉の現状と課題

1 障がい者（児）、難病認定者数の状況

（1）身体障がい者（児）数

身体障害者手帳所持者数は、平成21年度以降横ばいに推移しており、平成28年度末で1,987人となっています。等級別にみると1級、4級、3級の順で多く（図1-1）、年齢別では平成28年度末で75歳以上が45%を占めています。（表1-1）

また、障がい部位別にみると、肢体不自由と内部障がいが増える割合が多く、内部障がいが増加傾向にあります（図1-2）。

図1-1 等級別 身体障害者手帳所持者数（各年度末）

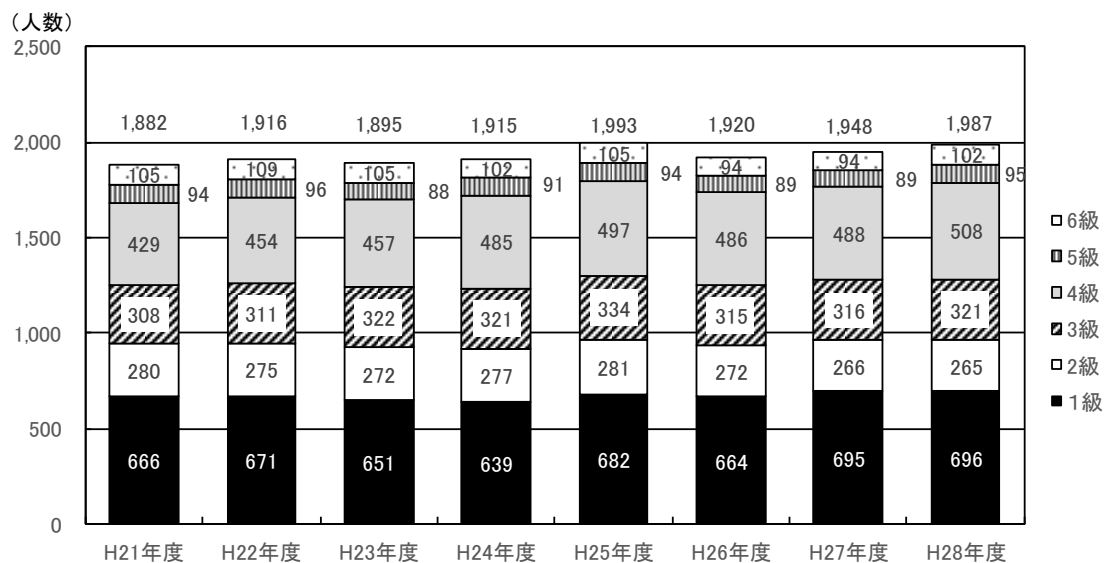
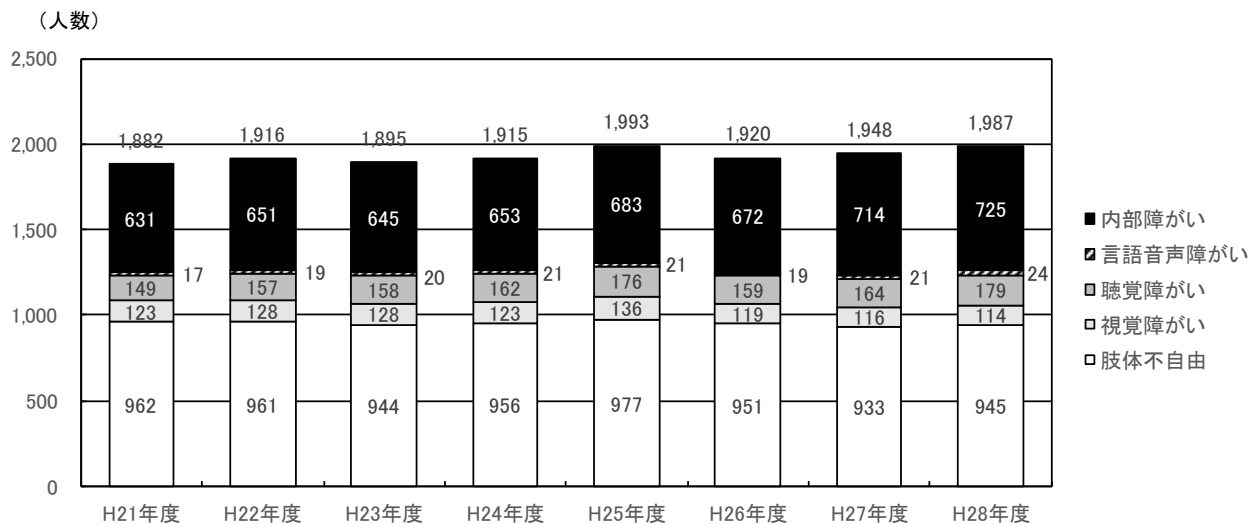


表 1-1 年齢別等級別 身体障害者手帳所持者数(平成 28 年度末)

(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
0～17歳	0～2歳	1	2	5	2	0	0	10
	3～5歳	0	2	3	0	0	0	5
	6～12歳	9	6	5	2	1	1	24
	13～15歳	4	1	2	1	0	1	9
	16～17歳	1	1	0	0	1	1	4
18～64歳	18～19歳	6	1	0	0	0	0	7
	20～29歳	9	11	7	2	2	4	35
	30～39歳	20	15	14	15	5	3	72
	40～49歳	52	26	14	22	8	8	130
	50～59歳	57	32	27	42	10	7	175
	60～64歳	61	20	12	36	7	2	138
65歳以上	65～69歳	70	22	35	50	13	7	197
	70～74歳	93	36	37	69	16	16	267
	75歳以上	313	90	160	267	32	52	914
合計		696	265	321	508	95	102	1,987

図 1-2 障がい部位別 身体障害者手帳所持者数(各年度末)



(2) 知的障がい者（児）数

療育手帳(愛の手帳)所持者数は、年度ごとに変動がありますが、平成 28 年度末では 412 人となっています。度数別にみると 4 度が最も多く(図 1-3)、年齢別では 20～29 歳、40～49 歳が 20%弱を占めています(表 1-2)。

図 1-3 度数別 療育手帳(愛の手帳)所持者数(各年度末)

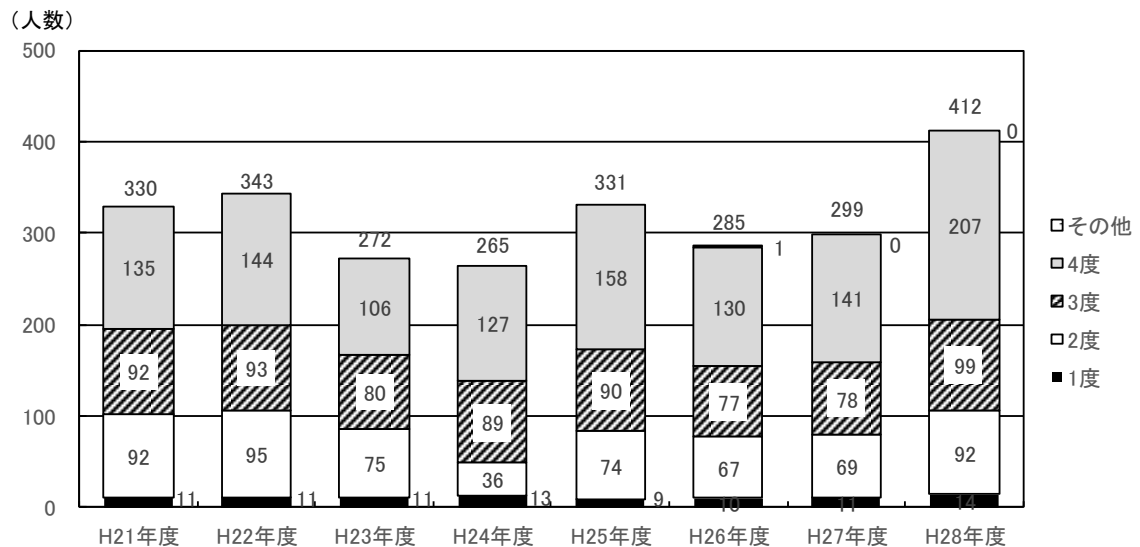


表 1-2 年齢別等級別 療育手帳(愛の手帳)所持者数(平成 28 年度末)

(単位：人)

		1度	2度	3度	4度	計
0～17歳	0～2歳	0	0	1	1	2
	3～5歳	0	1	2	7	10
	6～12歳	1	12	11	20	44
	13～15歳	2	4	2	13	21
	16～17歳	0	5	2	11	18
18～64歳	18～19歳	0	3	4	20	27
	20～29歳	5	13	18	46	82
	30～39歳	2	14	18	17	51
	40～49歳	2	26	18	32	78
	50～59歳	1	9	10	20	40
	60～64歳	0	1	2	10	13
65歳以上	65～69歳	1	0	5	5	11
	70～74歳	0	1	3	3	7
	75歳以上	0	3	3	2	8
合計		14	92	99	207	412

(3) 精神障がい者（児）数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 21 年度以降増加傾向にありましたが、平成 27 年度末には減少し、217 人となっています(図 1-4)。

また、自立支援医療受給者は増加傾向にあり、平成 27 年度末で 1,139 人と手帳所持者数の約 5 倍となっています(図 1-5)。

図 1-4 等級別 精神障害者保健福祉手帳交付者数(各年度末)

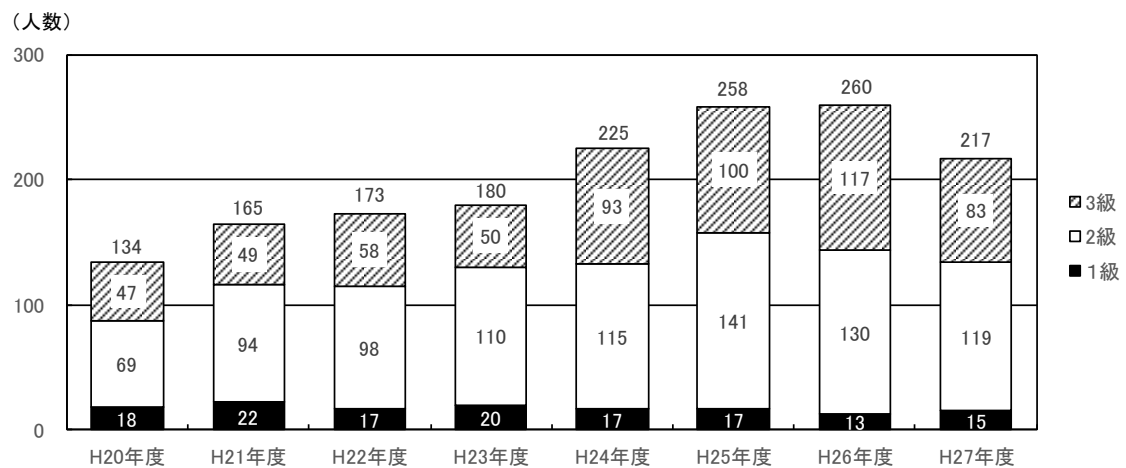
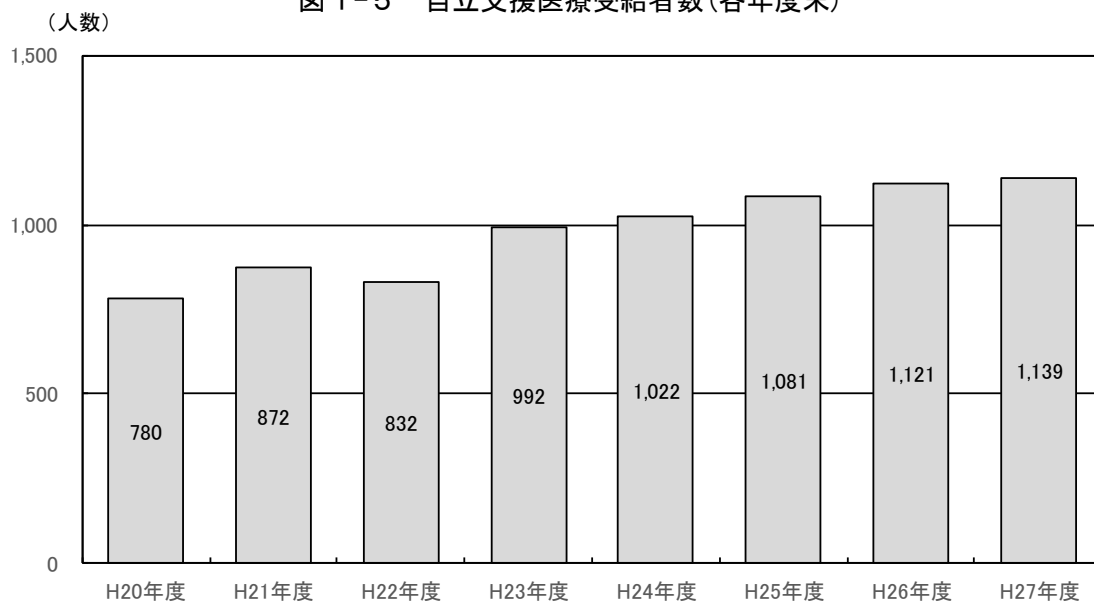


表 1-3 等級別年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数(平成 28 年度末)

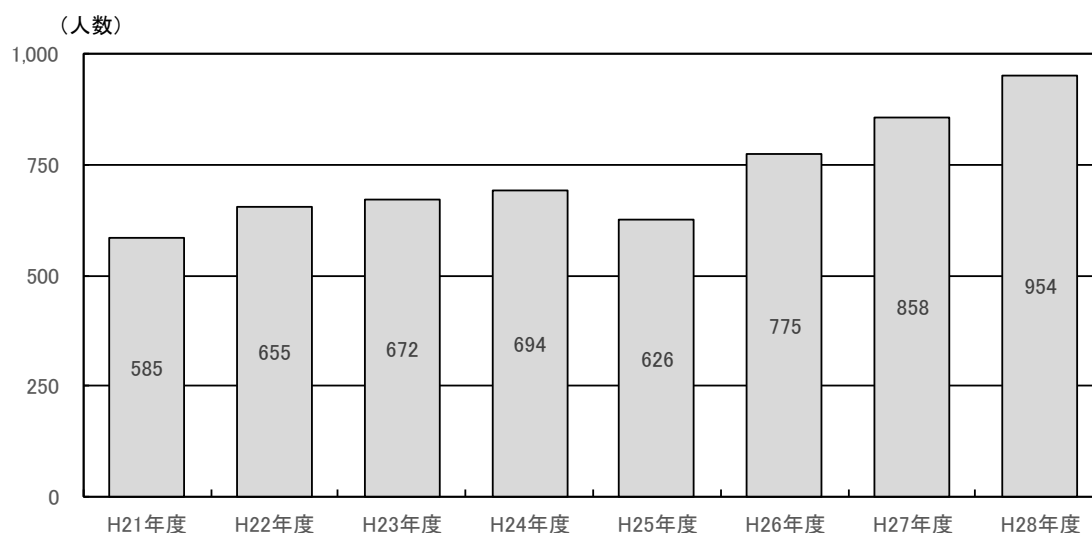
図 1-5 自立支援医療受給者数(各年度末)



(4) マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数

マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数は、平成 26 年度以降大きく増加傾向にあり、平成 28 年度末では 954 人となっています(図 1-6)。

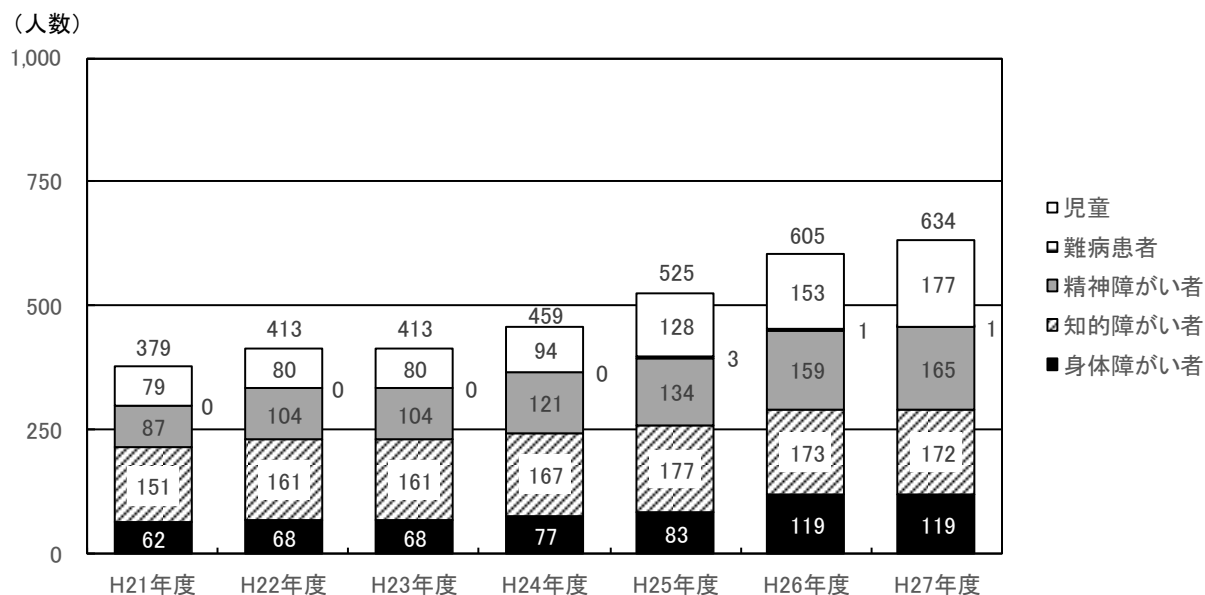
図 1-6 マル都医療券(都難病医療費等助成制度)所持者数(各年度末)



(5) 障がい福祉サービス支給決定者数の状況

障がい福祉サービスの支給決定者数は、平成 27 年度末では身体障がい者 119 人、知的障がい者 172 人、精神障がい者 165 人、難病患者 1 人、児童 177 人となっています(図 1-7)。精神障がい者、児童の支給決定者数は増加傾向にあります。

図 1-7 障がい福祉サービス支給決定者数(各年度末)



2 アンケート調査結果にみる障がい者のニーズ

障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）、障がいのある人・難病のある人（18 歳未満）、教育相談員・スクールソーシャルワーカーを対象としたアンケート調査の実施結果から、障がい（障がい児）福祉サービス等や就労に関する課題を次のように整理しました。

（1）障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査

- ・ 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援（サービス等利用計画）」、「住まいに関すること（施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、短期入所（ショートステイ）」が3割を超えています。（図1-8）
- ・ 主な介助者の年齢について、「70 歳以上」が3割強、「60 歳代」2割台、「50 歳代」が2割強となっており、「60 歳代」（23.7%）と「70 歳以上」（31.9%）を合計した《60 歳以上》は55.6%となっています。（図1-9）
- ・ 日々の生活の中で悩みや不安に感じることは、「健康のこと」が7割強、「老後のこと」が6割、「災害時のこと（備えや避難など）」、「経済的な問題に関すること」が4割台となっています。（図1-10）
- ・ 今後の就労（継続を含む）の希望について、「市内で働きたい」（24.1%）と「市外で働きたい」（14.8%）を合計した《働きたい》が38.9%となっています。（図1-11）
- ・ 仕事をする（続ける）ために、必要だと思うことについて、「障がいにあわせて、さまざまな仕事や働き方が選べること」が3割弱、「上司や同僚が障がいを理解して協力してくれること」、「仕事の悩みなどの相談ができること」、「仕事に役立つ技術や知識を学ぶこと」が2割台となっています。（図1-12）
- ・ 近所づきあいについて、「会えばあいさつする程度」が3割台、「つきあいはほとんどない」が2割強となっています。（図1-13）
- ・ 現在取り組んでいる活動について、「町会・自治会の活動」が4.7%、「その他」が4.4%、「障がいのある人（子ども）を支援する活動」が3.4%となっています。なお、「取り組んでいる活動はない」は7割弱となっています。（図1-14）
- ・ **災害**時の避難について、「1人で判断し、避難できる」が48.8%であり、「1人では判断できないし、避難もできない」（25.2%）と「1人で判断できるが、避難はできない」（21.1%）を合計した《避難できない》が46.3%となっています。（図1-15）

- ・ 差別を感じたり嫌な思いをし**たりした**ことがあるかについて、「よくある」(7.6%)と「時々ある」(20.9%)を合計した《ある》が28.5%となっています。(図1-16)

図1-8 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等

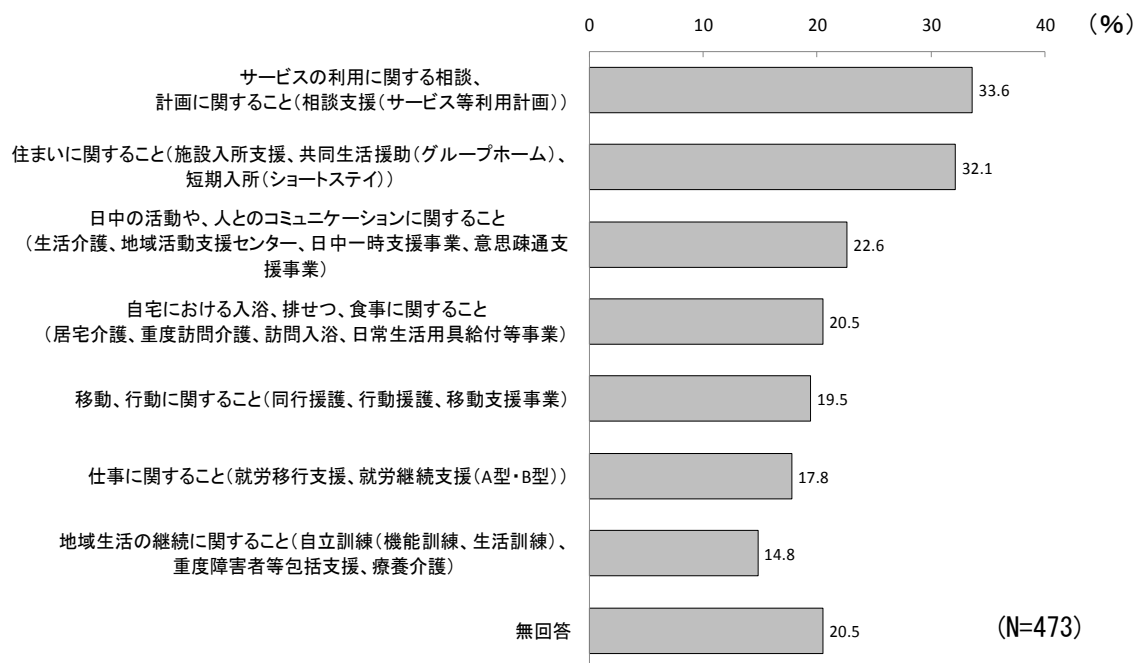


図1-9 主な介助者の年代

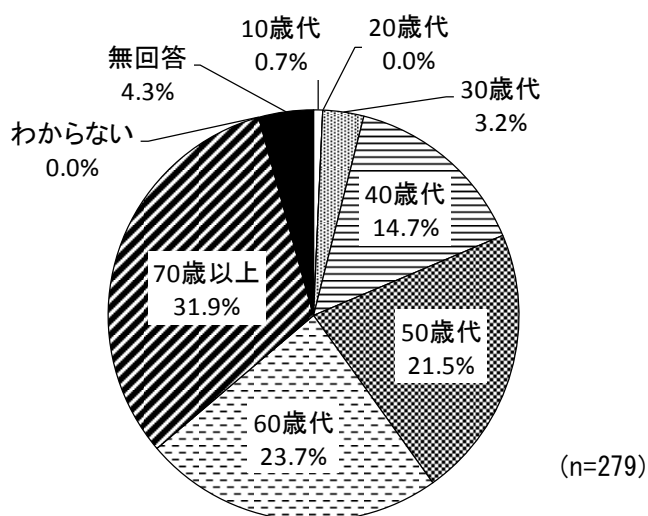


図 1-10 日常生活での悩みや不安

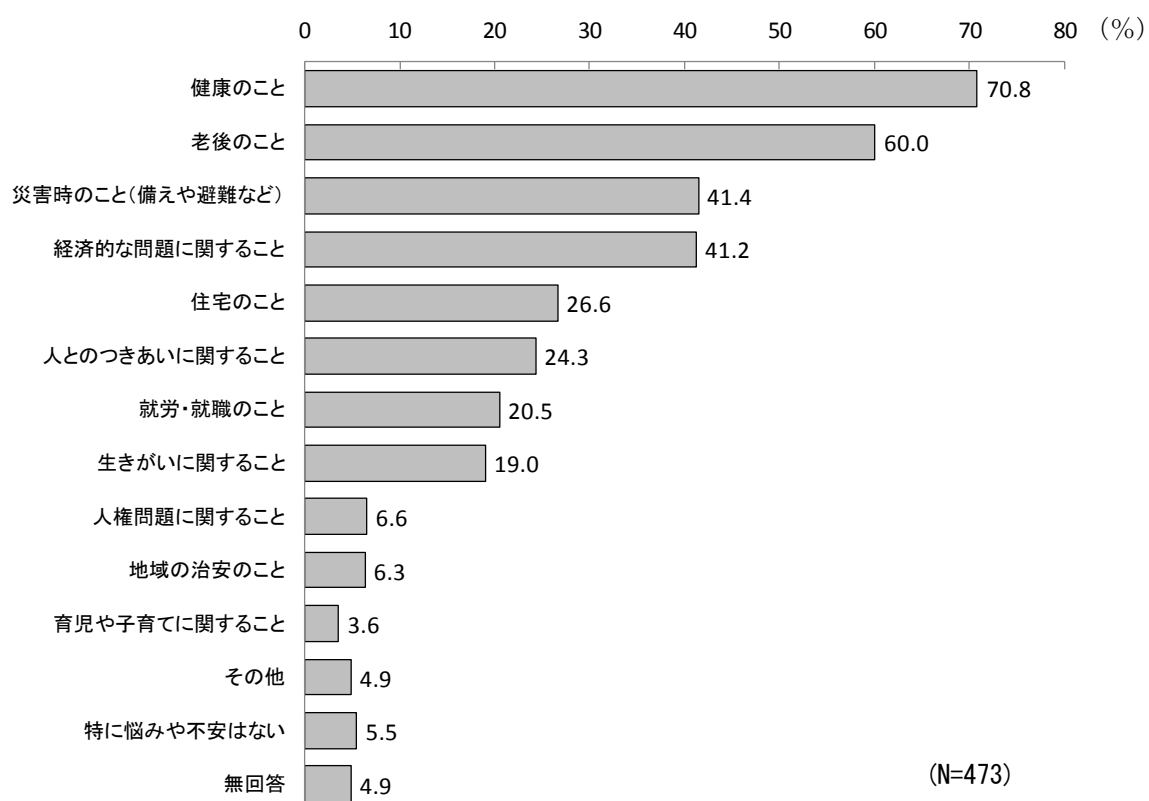


図 1-11 今後の働き方

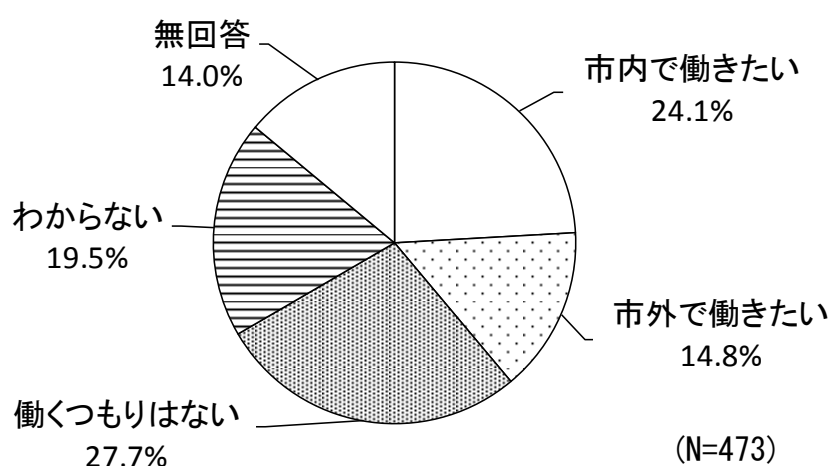


図 1-12 仕事をする（続ける）ために、必要だと思うこと

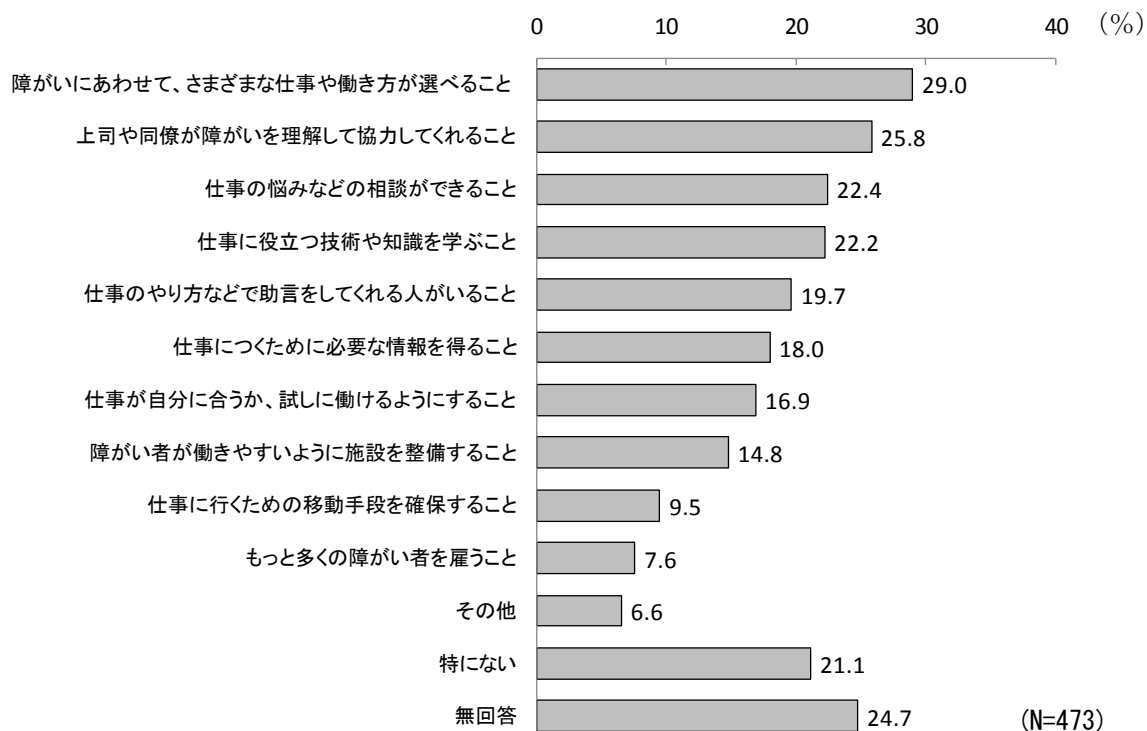


図 1-13 普段の近所づきあいの程度

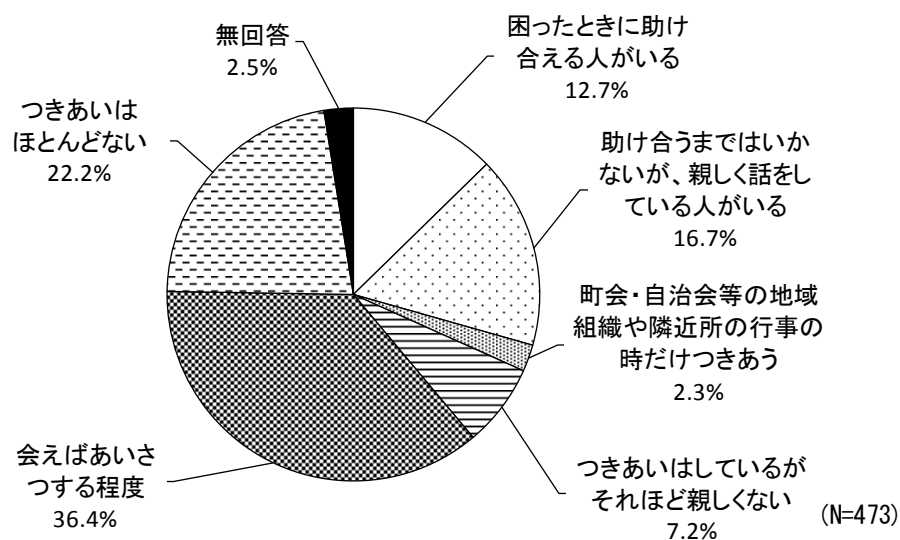


図 1-14 現在取り組んでいる地域活動

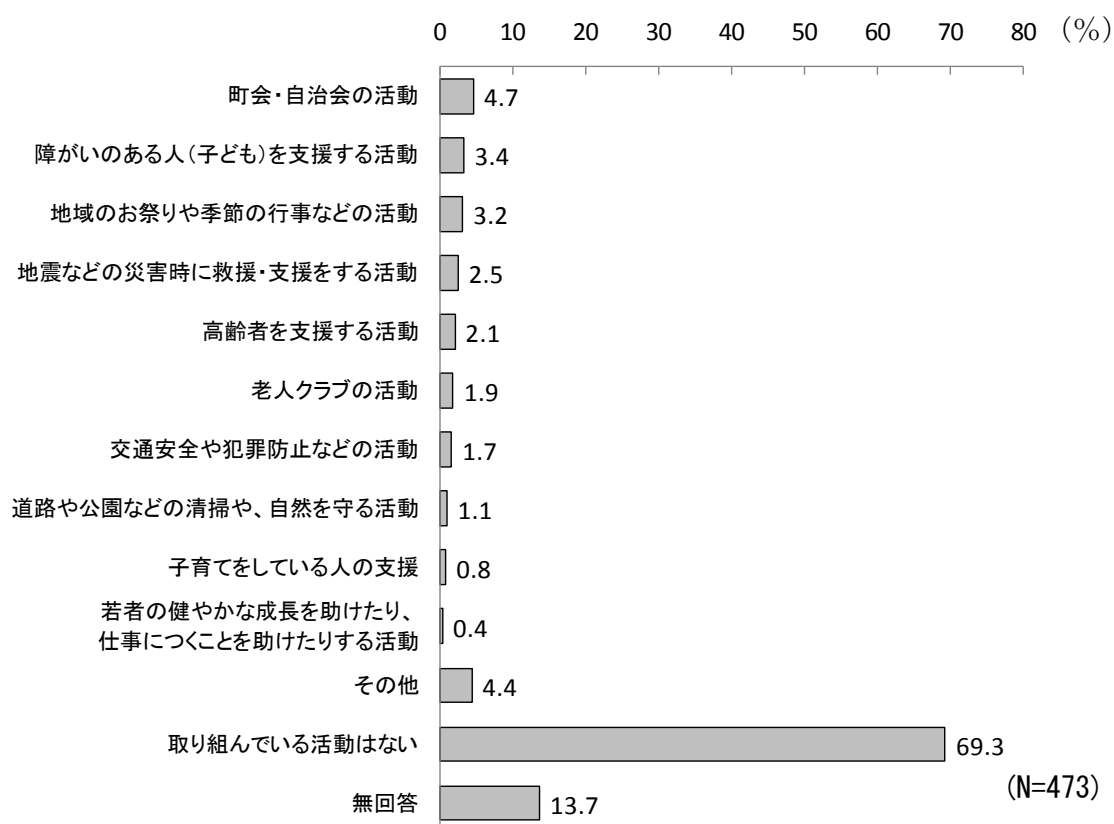


図 1-15 災害時に 1 人で避難できるか

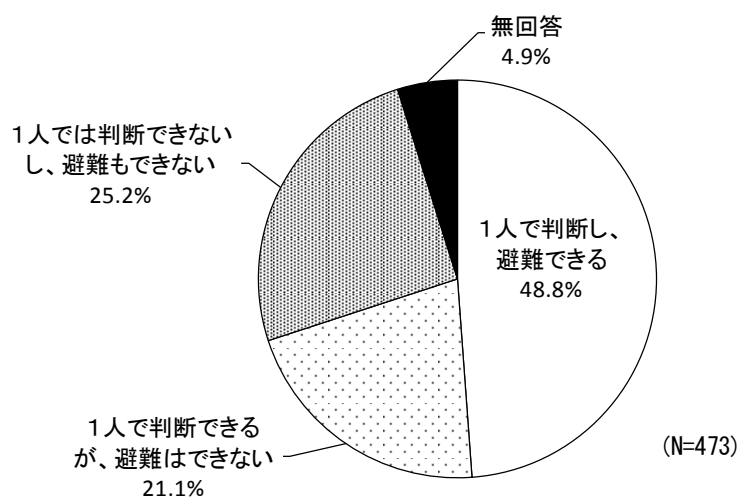
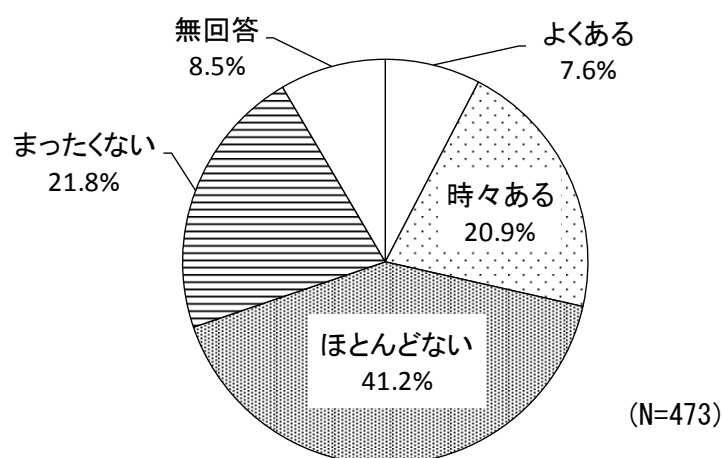


図 1-16 差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるか



(2) 障がいのある人・難病のある人（18歳未満）調査

- 今後利用してみたい（継続したい）障がい児福祉サービスについて、「放課後等デイサービス」が6割台、「児童発達支援」が3割強、「保育所等訪問支援」が2割台となっています。（図1-17）
- 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「子どもの発達支援等に関すること（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障がい児相談支援）」が6割強、「仕事に関すること（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）」が5割弱となっています。（図1-18）
- 日々の生活の中での悩みや不安について、「就学・進学のこと」が7割弱、「就労・就職のこと」が6割弱となっています。（図1-19）
- 希望する就労形態について、「常勤の会社員」が4割強、「障がい者施設（作業所など）の仕事」が2割強、「公務員」が2割弱となっています。（図1-20）
- 差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがあるかについて、「よくある」（12.6%）と「時々ある」（36.8%）を合計した《ある》は 49.4%となっています。（図1-21）

図 1-17 今後利用してみたい（継続したい）障がい児福祉サービス

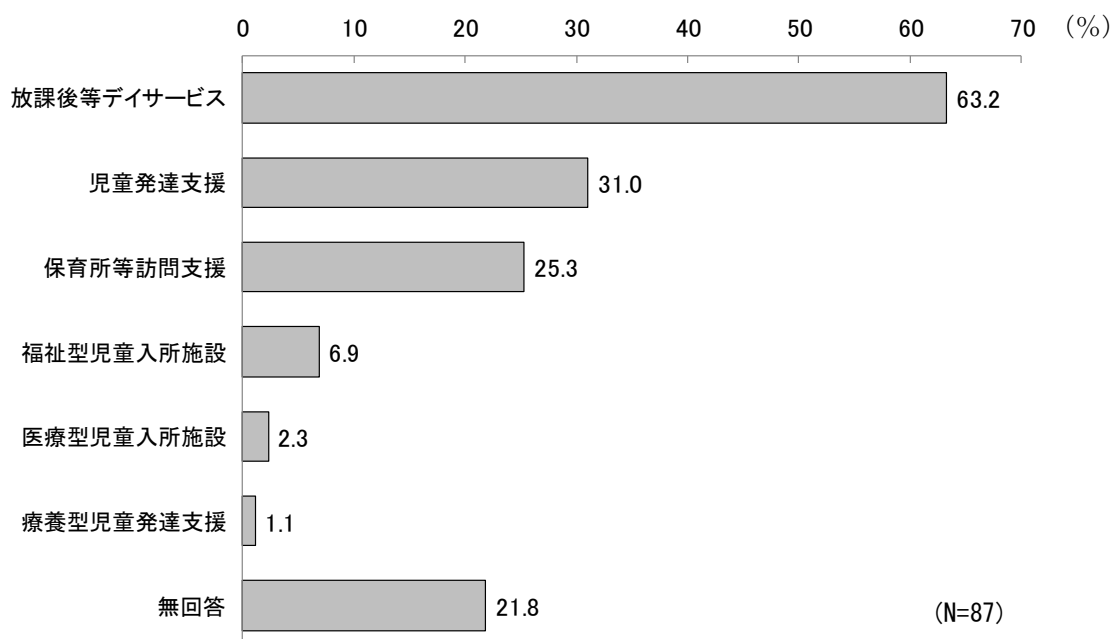


図 1-18 今後力を入れるべき障がい福祉サービス等

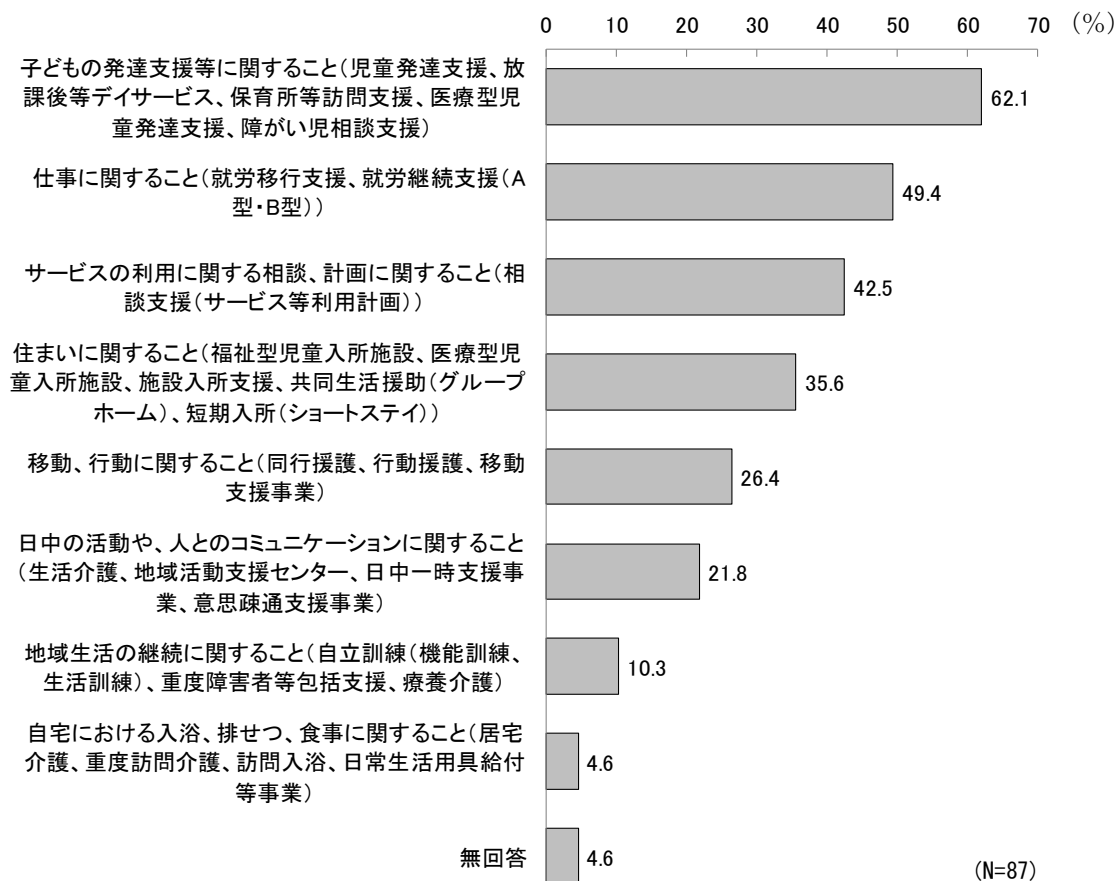


図 1-19 日常生活での悩みや不安

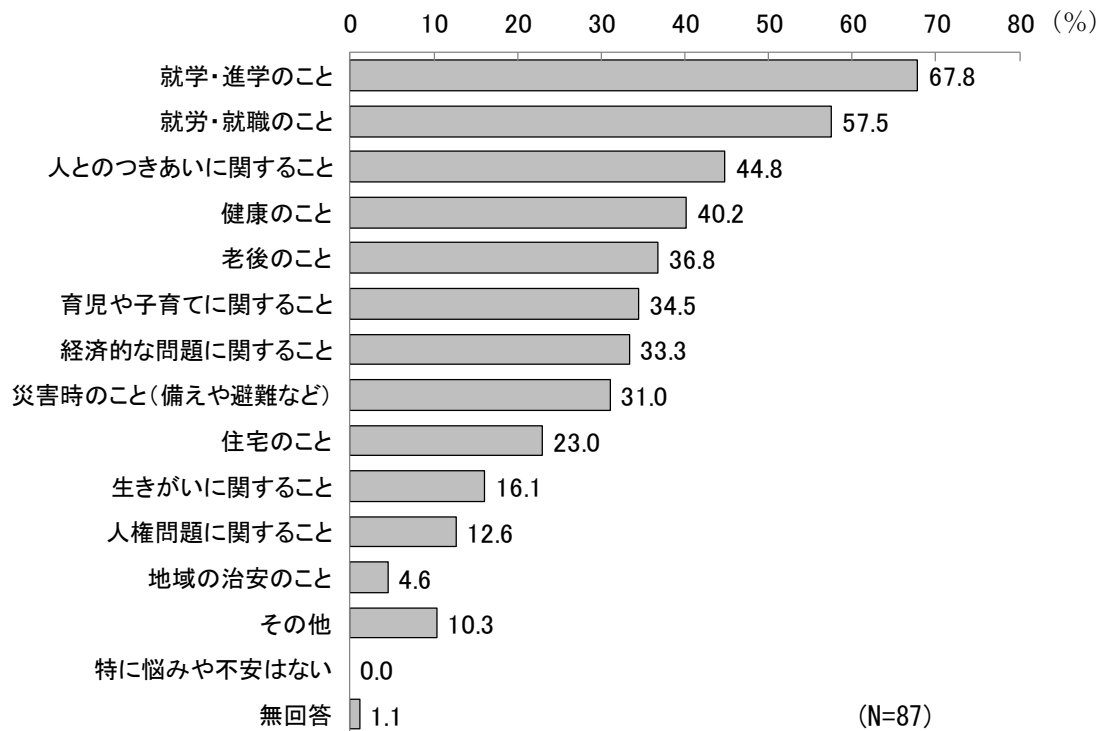


図 1-20 希望する就労形態

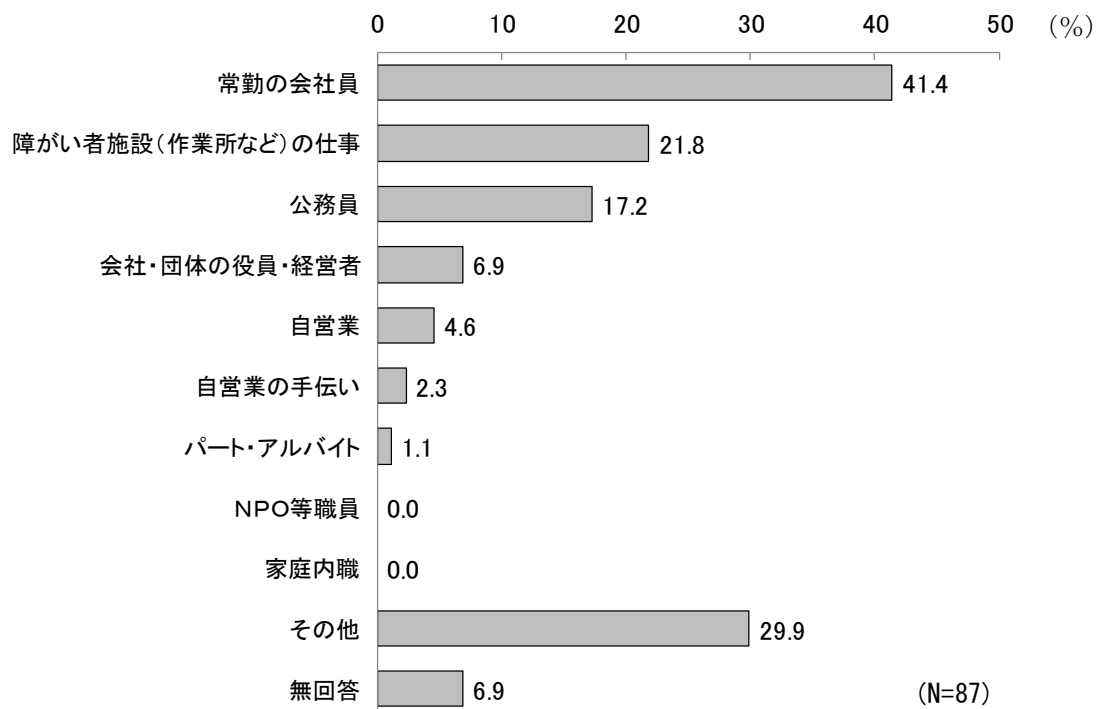
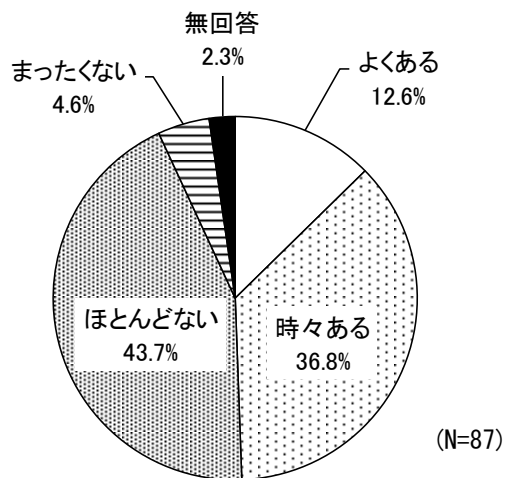


図 1-21 差別を感じたり嫌な思いをしたことはあるか



(3) 発達障がいの支援に関する調査

- ・ 相談に来る人や相談の内容の変化について、不登校や発達障害に関する相談、就学前の子どもの相談が増加しているとの回答がみられます。
- ・ 不足している社会資源（支援のしくみやサービスなど）について、就学前から成人までの切れ目のない支援があげられています。発達段階に応じて支援者が変わるため、連携しやすい体制が求められています。
- ・ 発達の不安・発達障がいの疑いのある子どもを支援するために、現在連携している機関として「学校」、今後連携を希望する機関として「当事者の自助グループ」という回答が多くみられます。

3 第4期計画の評価

(1) 障害者計画（平成 28 年度）の評価

各重点施策の全体における評価の割合は、A「進捗している」が9.1%、B「現状維持」が72.7%、C「あまり進捗していない」が18.2%、D「まったく進捗していない」が0%という結果になりました。

現計画の重点施策には、地域生活支援拠点（ぽかぽか広場）の整備に関する内容が含まれていることもあり、残念ながらB、Cの評価を付けざるを得ない箇所がいくつかあります。引き続き地域生活支援拠点の整備に向けて取組みを進めるとともに、他の重点施策においても、実現に向けてより力を入れて取り組みたいと考えています。

また、B評価「現状維持」のものが半数以上という結果となりましたが、障がい小委員会及び各関係機関と連携を図りながら、重点施策の実現ができるよう取組を進めたいと思います。

表 生活領域毎の進捗結果（平成 28 年度）

生活領域	A	B	C	D	計
(1) 相談する	1	5	0	0	6
(2) 住む・ケアを受ける	0	2	3	0	5
(3) 働く	0	4	0	0	4
(4) 健康を保つ	0	1	1	0	2
(5) 育つ・学ぶ	1	1	0	0	2
(6) 参加する	0	3	0	0	3
全重点施策	2	16	4	0	22
	9.1%	72.7%	18.2%	0.0%	100.0%

評価基準	評価内容
A	進捗している・期待通りの成果がでている 例：前年よりもより一層の取組みを強化できた
B	現状維持・ある程度の成果がでている 例：前年同様の取組みを実施した
C	あまり進捗していない・あまり成果が出ていない 例：前年同様の取組みが実施できなかった
D	まったく進捗していない・まったく成果がでていない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

（２）第４期障害福祉計画の評価

※平成 29 年 5 月時点

①訪問系サービス

a. 居宅介護

居宅介護は、現在市内に 17 箇所のサービス提供事業所があります。第４期（平成 29 年度末）の延利用見込み量及び実利用者見込み数ともに、第３期（平成 26 年度末）と比べて、増加しています。

表 居宅介護の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 (日)	-	-	-	18,918	19,209	19,500
	13,389	15,687	18,369	19,924	19,346	19,539
	-	-	-	105.3%	100.7%	100.2%
実利用者数 (人)	-	-	-	107	109	110
	106	96	104	131	152	154
	-	-	-	122.4%	139.4%	139.6%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24、平成 25、平成 26 年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

b. 重度訪問介護

重度訪問介護は、第４期（平成 29 年度末）の延利用見込み量が第３期（平成 26 年度末）と比べて約 2.5 倍となっており、近年の延利用量の増加がみられます。

表 重度訪問介護の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 (日)	-	-	-	6,677	6,780	6,882
	4,400	4,879	7,304	11,789	17,853	18,032
	-	-	-	176.6%	263.3%	262.0%
実利用者数 (人)	-	-	-	5	5	5
	4	5	6	7	10	10
	-	-	-	140.0%	200.0%	202.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24、平成 25、平成 26 年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

c. 同行援護

同行援護は、現在市内に7箇所のサービス提供事業所があります。延利用量は第4期に入り大幅に増加していますが、実利用者数は概ね18人前後となっています。

表 同行援護の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	-	-	-	2,226	2,260	2,294
	1,684	1,784	1,780	2,325	2,948	2,992
	-	-	-	104.4%	130.4%	130.4%
実利用者数 (人)	-	-	-	18	18	19
	18	16	18	18	19	19
	-	-	-	100.0%	105.6%	101.5%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、平成25、平成26年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

d. 行動援護

行動援護は、狛江市をサービス提供地域とする事業所は7事業所ありますが、市内にサービス提供事業所がなく、第3期、第4期ともに利用実績がありません。

表 行動援護の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、平成25、平成26年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

e. 重度障害者等包括支援

行動援護は、市内にサービス提供事業所がなく、第3期、第4期ともに利用実績がありません。

表 重度障害者等包括支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
実利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、平成25、平成26年度は、訪問系サービスの計画値をまとめて算出していたため、計画値なし

②日中系活動サービス

a. 生活介護

市内の生活介護のサービス提供事業所は、主に軽度・中度の障がいの人を対象とする事業所が3箇所、主に重度の人を対象とする事業所が2箇所、基準当該事業所（介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所）が1箇所あり、延利用量の増加がみられます。延利用量及び実利用者数ともに95%以上の目標を達成しています。

表 生活介護の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	31,920	33,120	34,320	30,302	31,174	31,610
	26,932	28,535	29,932	29,510	30,854	31,163
	84.4%	86.2%	87.2%	97.4%	99.0%	98.6%
実利用者数 (人)	133	138	143	139	143	145
	129	131	137	139	137	138
	97.0%	94.9%	95.8%	100.0%	95.8%	95.2%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

b. 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、市内にサービス提供事業所がなく、平成 25 年度まで利用実績はありませんでした。平成 26 年度以降は市外の事業所の利用があり、特に第 4 期以降は延利用量の大幅な増加がみられます。

表 自立訓練（機能訓練）の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 （日）	60	60	60	36	36	36
	0	0	24	250	369	369
	0.0%	0.0%	40.0%	694.4%	1025.0%	1025.0%
実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1
	0	0	1	3	3	3
	0.0%	0.0%	100.0%	300.0%	300.0%	300.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

c. 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、市内にサービス提供事業所はありません。平成 25 年度以降、近隣自治体の事業所が増えたこと等から、実利用者数及び延利用量ともに増加していましたが、第 4 期以降は減少傾向にあります。

表 自立訓練（生活訓練）の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 （日）	420	420	420	1,600	1,760	1,920
	474	1,165	1,440	1,111	935	1,023
	112.9%	277.4%	342.9%	69.4%	53.1%	53.3%
実利用者数 （人）	7	7	7	20	22	24
	9	13	18	19	15	15
	128.6%	185.7%	257.1%	95.0%	68.2%	62.5%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

d. 就労移行支援

就労移行支援は、市内にサービス提供事業所はありませんが、就労移行支援を利用して就職を目指す特別支援学校の卒業生や一般就労希望者等の増加により、延利用量及び実利用者数ともに増加傾向にあります。

表 就労移行支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 (日)	1,824	2,964	4,104	1,560	1,493	1,451
	1,071	1,493	1,332	2,460	3,052	3,083
	58.7%	50.4%	32.5%	157.7%	204.4%	212.5%
実利用者数 (人)	8	13	18	20	16	19
	15	16	17	31	33	33
	187.5%	123.1%	94.4%	155.0%	206.3%	173.7%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

e. 就労継続支援（A 型）の実施状況（各年度末）

就労継続支援（A 型）は、市内にサービス提供事業所はありませんが、都内の事業所が増加したこと等により、平成 28 年度から延利用量が大幅に増加し、実利用者数も年々増加しています。

表 就労継続支援（A 型）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 (日)	264	264	264	609	696	783
	122	594	522	1,182	2,254	2,277
	46.2%	225.0%	197.7%	194.1%	323.9%	290.8%
実利用者数 (人)	1	1	1	7	8	9
	1	5	6	8	11	11
	100.0%	500.0%	600.0%	114.3%	137.5%	122.2%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

f. 就労継続支援（Ｂ型）

就労継続支援（Ｂ型）は、現在市内にサービス提供事業所が4箇所あります。特別支援学校卒業生をはじめとする福祉的就労を希望する人の増加や市外事業所の利用があり、実利用者数は概ね 150 人前後を推移しています。

表 就労継続支援（Ｂ型）の実施状況（各年度末）

計画期間	第３期			第４期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 （日）	20,592	22,152	23,712	22,880	23,452	24,882
	21,647	20,325	22,616	21,408	22,859	23,088
	105.1%	91.8%	95.4%	93.6%	97.5%	92.8%
実利用者数 （人）	132	142	152	160	164	174
	151	145	158	154	148	150
	114.4%	102.1%	103.9%	96.3%	90.2%	86.2%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

g. 療養介護

療養介護の実利用者数は第３期と変動がなく、7 人となっています。

表 療養介護の実施状況（各年度末）

計画期間	第３期			第４期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
実利用者数 （人）	7	7	7	6	6	6
	7	7	7	7	7	7
	100.0%	100.0%	100.0%	116.7%	116.7%	116.7%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

h. 短期入所（福祉型）

短期入所（福祉型）は、現在市内に4箇所のサービス提供事業所があります。第4期では延利用量は90%以上の目標を達成しています。

実利用者数は大きな変動はなく、70人前後を推移しています。

表 短期入所（福祉型）の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	4,368	4,992	5,772	2,775	2,923	3,071
	2,278	2,335	2,652	2,705	2,879	2,908
	52.2%	46.8%	45.9%	97.5%	98.5%	94.7%
実利用者数 (人)	56	64	74	75	79	83
	55	64	71	74	69	70
	98.2%	100.0%	95.9%	98.7%	87.3%	84.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

i. 短期入所（医療型）

短期入所（医療型）は、第4期に入り、延利用量が大幅に増加しています。実利用者数は2名の利用者が増え、5名となっています。

表 短期入所（医療型）の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	-	-	-	32	32	32
	37	23	32	103	99	100
	-	-	-	321.9%	309.4%	312.5%
実利用者数 (人)	-	-	-	3	3	3
	3	1	3	5	5	5
	-	-	-	166.7%	166.7%	166.7%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、25、26年度は計画値なし

③居住系サービス

a. 共同生活援助（グループホーム）

現在市内には主に知的障がい者を対象とする共同生活援助（グループホーム）が6か所、精神障がい者を対象とする共同生活援助が3か所あります。第4期の実利用者数は、計画値を上回るペースで年々増加しています。（文章検討）

表 共同生活援助の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	37	40	47	54	57	65
	39	48	51	54	54	55
	105.4%	120.0%	108.5%	100.0%	94.7%	83.9%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

b. 施設入所支援

毎年度、新たに入所する方、退所する方がいますが、実利用者数として見ると、増加傾向にあります。

表 施設入所支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	47	47	46	47	45	44
	47	46	47	50	52	50
	100.0%	97.9%	102.2%	106.4%	115.6%	113.6%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

④相談支援（サービス等利用計画の作成）

a. 計画相談支援

計画相談支援は、現在市内に3箇所のサービス提供事業所があります。実利用者数は大幅に増加していますが、第4期では計画値を下回っています。

表 計画相談支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	-	-	-	490	530	570
	18	161	321	291	329	415
	-	-	-	59.4%	62.1%	72.8%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

b. 地域移行支援

地域移行支援は、現在市内に2箇所のサービス提供事業所があります。平成28年度から実利用者数が大幅に増加しています。

表 地域移行支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	7	7	7	5	6	7
	2	3	4	3	8	8
	28.6%	42.9%	57.1%	60.0%	133.3%	114.3%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

c. 地域定着支援

地域定着支援は、現在市内に2箇所のサービス提供事業所があります。平成27年度から実利用者数が大幅に増加しています。

表 地域定着支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	7	7	7	7	8	9
	1	3	6	10	23	23
	14.3%	42.9%	85.7%	142.9%	287.5%	255.6%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

⑤障がい児通所支援

a. 児童発達支援

児童発達支援は、延利用量、実利用量ともに大幅に増加しており、延利用量は第4期（平成29年度末）と第3期（平成26年度末）を比べると、約3倍となっています。

表 地域定着支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	-	-	-	2,640	2,970	3,135
	1,780	2,320	2,326	4,052	6,299	6,614
	-	-	-	153.5%	212.1%	211.0%
実利用者数 (人)	-	-	-	80	90	95
	64	64	70	100	139	146
	-	-	-	125.0%	154.4%	153.6%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、25、26年度は計画値なし

b. 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、延利用量、実利用量ともに年々増加しています。

表 放課後等デイサービスの実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	-	-	-	6,600	6,900	7,200
	1,484	5,924	6,326	8,210	9,872	10,859
	-	-	-	124.4%	143.1%	150.8%
実利用者数 (人)	-	-	-	66	69	72
	21	54	63	76	88	97
	-	-	-	115.2%	127.5%	134.4%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、25、26年度は計画値なし

c. 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、第3期、第4期ともに利用実績がありません。

表 保育所等訪問支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	-	-	-
実利用者数 (人)	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	0	0	0
	-	-	-	-	-	-

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成27年度からの新規サービス

d. 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、第4期に入って実利用者数が減少し、1名となりました。
延利用量も計画値を下回っています。

表 医療型児童発達支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
延利用量 (日)	-	-	-	174	261	348
	225	348	134	155	14	155
	-	-	-	89.1%	5.4%	44.5%
実利用者数 (人)	-	-	-	2	3	4
	2	4	4	1	1	1
	-	-	-	50.0%	33.3%	25.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、25、26年度は計画値なし

⑥障がい児入所支援

a. 福祉型児童入所施設

福祉型児童入所施設は、第3期、第4期ともに実利用者数に変動はなく、6人となっています。

表 福祉型児童入所施設の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	-	-	-	6	6	6
	6	6	6	6	6	6
	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、25、26年度は計画値なし

b. 医療型児童入所施設

医療型児童入所施設は、第3期、第4期ともに、実利用者数に変動はなく、1人となっています。

表 医療型児童入所施設の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	-	-	-	1	1	1
	1	1	1	1	1	1
	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成24、25、26年度は計画値なし

⑦障がい児相談支援

障がい児相談支援は、第4期（平成29年度末）の実利用者数は第3期（平成26年度末）と比べて、3倍以上増加しています。

表 障がい児相談支援の実施状況（各年度末）

計画期間	第3期			第4期		
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実利用者数 (人)	(86)	(124)	(123)	130	137	144
	0	9	33	80	108	108
	0.0%	7.3%	26.8%	61.5%	78.8%	75.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※（ ）障害福祉サービスの支給決定者

⑧地域生活支援事業

a. 意思疎通支援事業

第4期（平成29年度末）と第3期（平成26年度末）を比べると、手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣回数、要約筆記者設置事業の設置人数は減少しています。手話通訳者設置事業は、計画値を大幅に上回っています。

表 意思疎通支援事業の実施状況（各年度末）

	計画期間	第3期			第4期		
	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
手話通訳者・ 要約筆記者派遣 事業	派遣回数 (回)	455	460	460	520	520	530
		461	517	510	497	352	425
		101.3%	112.4%	110.9%	95.6%	67.7%	80.2%
手話通訳者設置 事業	設置人数 (人)	-	-	-	14	14	15
		12	13	13	20	24	28
		-	-	-	142.9%	171.4%	186.7%
要約筆記者設置 事業	設置人数 (人)	-	-	-	26	26	26
		24	27	26	26	21	21
		-	-	-	100.0%	80.8%	80.8%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※手話通訳者設置事業、要約筆記者設置事業は、平成24、25、26年度は計画値なし

b. 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、介護・訓練支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具の延べ給付件数が増加しています。その他の支援用具は、年度により実利用者数に変動がありますが、**どれも計画値を下回る実績となっています。？**（表確認後、文章訂正）

表 日常生活用具給付等事業の実施状況（各年度末）

	計画期間	第 3 期			第 4 期		
	年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
介護・訓練支援用具	延べ給付件数（件）	6	6	6	3	3	3
		2	2	2	4	6	5
		33.3%	33.3%	33.3%	133.3%	200.0%	166.7%
自立生活支援用具	延べ給付件数（件）	15	18	23	10	10	10
		10	9	9	7	6	6
		66.7%	50.0%	39.1%	70.0%	60.0%	60.0%
在宅療養等支援用具	延べ給付件数（件）	10	10	15	8	8	8
		8	6	6	10	5	8
		80.0%	60.0%	40.0%	125.0%	62.5%	100.0%
情報・意思疎通支援用具	延べ給付件数（件）	25	30	35	10	10	10
		10	9	9	11	12	12
		40.0%	30.0%	25.7%	110.0%	120.0%	120.0%
排泄管理支援用具	延べ給付件数（件）	134	139	144	153	158	163
		136	153	153	151	155	153
		101.5%	110.1%	106.3%	98.7%	98.1%	93.9%
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	延べ給付件数（件）	5	5	5	4	4	4
		4	0	1	3	2	3
		80.0%	0.0%	20.0%	75.0%	50.0%	75.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

c. 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、養成講習修了者数に変動はなく 10 人となっています。

表 手話奉仕員養成研修事業の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
養成講習修了者数（人）	—	—	—	10	10	10
	17	18	10	10	10	10
	—	—	—	100.0%	100.0%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24、25、26 年度は計画値なし

d. 移動支援事業

移動支援事業は、ケースワーカーの情報提供や相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成により延利用量は増加傾向にありましたが、平成 28 年度からは減少しており、平成 29 年度も計画値を下回る見込みです。

表 移動支援事業の実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
延利用量 (時間)	7,032	7,791	8,632	13,300	16,226	19,795
	7,309	9,552	10,902	13,501	12,957	12,957
	103.9%	122.6%	126.3%	101.5%	79.9%	65.5%
実利用者数 (人)	—	—	—	130	143	158
	97	115	118	139	138	138
	—	—	—	106.9%	96.5%	87.3%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24、25、26 年度は計画値なし

e. 地域活動支援センター

市内には、2 箇所の地域活動支援センター（リヒト、スペースえるぶ）があります。両センターともに、創作的活動、生産活動、地域活動等を行う基礎的事業のほか、地域の社会基盤との連携強化や障がいに対する理解促進の事業等を行う機能強化事業を実施しています。

リヒトでは、精神障がいのある人を対象としたフリースペースや相談等の事業、スペースえるぶでは、年齢や障がいの有無に関わらず参加できるフリースペースやイベント等の事業を行っています。

表 地域活動支援センターの実施状況（各年度末）

計画期間	第 3 期			第 4 期		
年度	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
実施箇所数 (か所)	2	3	3	2	2	2
	2	2	2	2	2	2
	100.0%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
実利用者数 (人)	—	—	—	93	96	99
	84	87	90	93	100	99
	—	—	—	100.0%	104.2%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成 29 年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※平成 24、25、26 年度は計画値なし

f. 任意事業

日中一時支援事業は、第3期（平成26年度末）と比べて、実利用者数が増加しています。自動車改造助成事業は、平成27年度以降、利用がされていません。その他の事業は年度ごとの実利用者数に大きな変動はなく利用されています。

表 任意事業の実施状況（各年度末）

	計画期間		第3期			第4期		
	年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人)		1	1	1	-	-	-
			2	2	2	9	2	2
			200.0%	200.0%	200.0%	-	-	-
日中一時支援事業	実利用者数 (人)		6	10	18	27	27	27
			28	32	22	36	34	34
			466.7%	320.0%	122.2%	133.3%	125.9%	125.9%
家族介護用品給付事業	実利用者数 (人)		-	-	-	14	14	14
			-	-	-	10	9	10
			-	-	-	71.4%	64.3%	71.4%
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人)		5	6	7	0	-	-
			3	1	0	0	0	1
			60.0%	16.7%	0.0%	-	-	-
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 (人)		-	-	-	-	-	-
			-	-	-	1	1	1
			-	-	-	-	-	-
自動車改造助成事業	実利用者数 (人)		1	1	1	-	-	-
			0	1	1	0	0	0
			0.0%	100.0%	100.0%	-	-	-
スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）	登録人数 (人)		-	-	-	470	470	470
			-	-	-	500	476	470
			-	-	-	106.4%	101.3%	100.0%
奉仕員養成研修（要約筆記）	実施回数 (回)		-	-	-	18	18	18
			-	-	-	18	18	18
			-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%
障害者虐待防止対策支援（保護室確保）	確保数 (室)		-	-	-	1	1	1
			-	-	-	1	1	1
			-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%

※上段：計画値、中段：実績（平成29年度は見込み）、下段：計画値と実績の比較

※家族介護用品給付事業、自転車運転教習料助成事業、スポーツ・レクリエーション教室開催等（あいとぴあプール）、奉仕員養成研修（要約筆記）、障害者虐待防止対策支援（保護室確保）は、平成24、25、26年度は計画値なし

4 狛江市の障がい者福祉に関する課題

狛江市の障がい福祉を取り巻く現状、第4期計画の評価、市民意識調査の結果、地区別住民懇談会の結果等を踏まえて、課題を整理しています。

(1) 障がい者が地域で暮らし続けられる基盤づくり

障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査によると、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等として、「住まいに関すること（施設入所支援、共同生活援助、短期入所）」のニーズが高くなっており、サービスの充実が求められています。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて対応が図られる地域生活支援拠点の整備を推進していく必要があります。

また、障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査によると、近所づきあいがほとんどない人が2割強、地域活動・ボランティア活動等は7割弱が参加していないことがわかりました。今後は、日頃から障がいのある人と地域住民や地域活動団体との理解や交流する機会を増やし、障がいのある人を地域で支える地域づくりを進める必要があります。

(2) 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援）」、「住まいに関すること（施設入所支援、共同生活援助、短期入所）」、「日中の活動や、人とのコミュニケーションに関すること（生活介護、地域活動支援センター、日中一時支援、意思疎通支援事業）」の順に、障がいのある人・難病のある人（18歳未満）調査では、「子どもの発達支援等に関すること（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障がい児相談支援）」、「仕事に関すること（就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）」、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること（相談支援）」の順に高くなっており、相談支援のニーズが高いことはもとより、他の生活支援の充実も求められていることがわかりました。

発達障がいの支援に関する調査では、不足している社会資源（支援のしくみやサービスなど）について、就学前から成人までの切れ目のない支援があげられており、発達段階に応じて支援者が変わることから、連携しやすい体制が求められています。

また、障がい児においては、早期に発見し支援につなげることが重要であり、幼児期からのライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。継続的な支援に向けて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携体制の構築や、関係機関を調整し、家庭への支援を行う専門的なコーディネーターの配置が望まれます。

（３）自立と社会参加を進めるシステムづくり

障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査によると、今後就労（継続を含む）を希望する人は3割を超えており、仕事をする（続ける）ために必要なこととして、「障がいにあわせて、さまざまな仕事や働き方が選べること」が最も多くなっています。

今後は、障がい者の就労を通じた社会参加の実現に向けて、企業等に対する障がいのある人の雇用の促進、職域の拡大、職場への定着を進めるための支援をし、就労の場の拡大を図っていく必要があります。

また、障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがある人は、障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査では3割弱、障がいのある人・難病のある人（18 歳未満）調査では5割弱となっています。

市民全体が福祉に対する理解を進めるために、啓発活動や子どもの頃から地域・学校での福祉教育を行う必要があります。

（４）障がい者が安心して安全に暮らせるまちづくり

障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査によると、日常生活での悩みや不安として「災害時のこと（備えや避難など）」が、4割を超え高くなっています。また、障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査の約半数は、緊急時に一人で避難できないと答えており、日頃から地域での防災・災害対策を進めていく必要があります。

特に、障がい者等、災害時の避難に支援を要する人（避難行動要支援者）を地域で把握し、いざという時のための避難体制を構築する必要があります。

また、障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査では、介助者の年齢は60歳以上が5割を超えており、介助者も高齢化しています。そのため、今後は成年後見制度等の活用を必要とする人が増えると予測されます。成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立も受けて、より一層の成年後見制度利用支援事業の周知等、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進していく必要があります。

第2節 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち
～あいとぴあ狛江～

「あいとぴあ」とは

であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と“ユートピア”

いただいた資料では作成するように記載がされていましたが、委員さんからご意見をいただいた後、作成します。

参考：第3期計画の基本理念と考え方

市・当事者・市民でつくる障がいがあってもなくても暮らし続けられるまち・狛江

これまでの障がいのある人を対象とした施策は、障がいのある人がない人と同じように生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念と、人生のあらゆる段階で全人権的復権をめざす「リハビリテーション」の理念を基本として、「完全参加と平等」の実現に向けて推進されてきました。

障がいのある人が住み慣れた地域で自立し、いきいきと暮らすことができる社会をつくる上で、これらは今後も普遍的な考え方と言えますが、近年では障がいのある人を単なるサービス等の受け手として捉えるのではなく、障がいのある人の主体性をより尊重することも重要となっています。

また、障がいのある人が抱える生活領域のさまざまな課題を解決するためには、市による取り組みはもとより、市民やNPO、民間事業者などの団体による積極的な参加が不可欠です。

これらを踏まえ、本計画の実施責任を有する「市」、障がいのある本人※の「当事者」、市民一人ひとりや地域、NPOや各種団体、事業者などの「市民」による協力のもと、障がいがあるなしにかかわらず、暮らしやすいまちをつくることを基本理念として施策を推進します。

※“障がいのある本人”には、障がいのある児童等をもつ家族等を含みます。

2 基本目標

「障がいのある人もない人も、ともに暮らし続けられるまち～あいとびあ狛江～」の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、計画を推進します。

基本目標1 地域で暮らし続けられる基盤づくり

障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けられるために、地域生活を支援する拠点の整備、グループホーム等の住まいの確保・充実を行います。保健、医療、福祉、教育等の連携、高齢者や児童を対象とするサービスとの一体的利用等を推進し、効果的な支援が提供される体制づくりを進めます。

基本目標2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

障がい者がライフステージを通じて地域で安心して生活できるよう、切れ目のない生活支援システムづくりを推進します。複合的な課題を抱える人・世帯にも対応できる相談支援・相談窓口の充実を行うとともに、障がい福祉サービスの充実・質の向上を図ります。また、障がい児支援については、障がい児福祉サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉、教育等の連携体制を構築します。

基本目標3 自立と社会参加を進めるシステムづくり

障がい者がいきいきと社会へ参加することができるよう、公的機関・民間企業における就労機会の確保に努めるとともに、一般就労が難しい方に向けて福祉的就労の場も確保します。また、ともに暮らし続けられるまちを目指して、障がい者に対する理解を進めるために福祉教育やイベント等を実施するとともに、障がい者の交流の場・余暇活動の場の提供を行います。

基本目標4 安心して安全に暮らせるまちづくり

障がい者が安心して安全に暮らせるように、緊急時・災害時に向けて避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。また、相談窓口のワンストップ化、24時間365日の相談窓口の開設を検討するとともに、障がい者の権利擁護の推進と虐待防止対策を強化します。

3 生活領域ごとの将来像

本計画では、基本理念を実現するために、障がいのある人に関する生活領域ごとに将来像を掲げます。

前述した基本目標を達成することにより、以下の生活領域ごとの将来像を実現します。

生活領域	将来像
(1) 相談する	いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。
(2) 住む・ケアを受ける	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
(3) 働く	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
(4) 健康を保つ	生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。
(5) 育つ・学ぶ	発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。
(6) 参加する	障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮により社会に参加することができる。

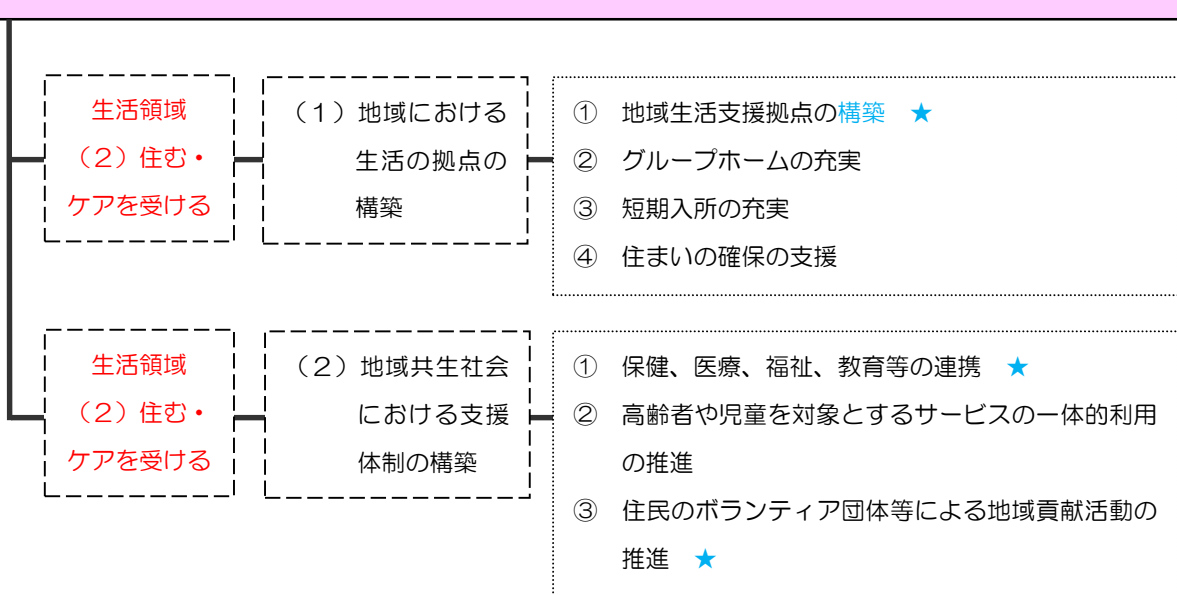
網掛け部分は平成29年度第2回障がい小委員会資料から修正した箇所です。

第3節 施策体系・取組み内容

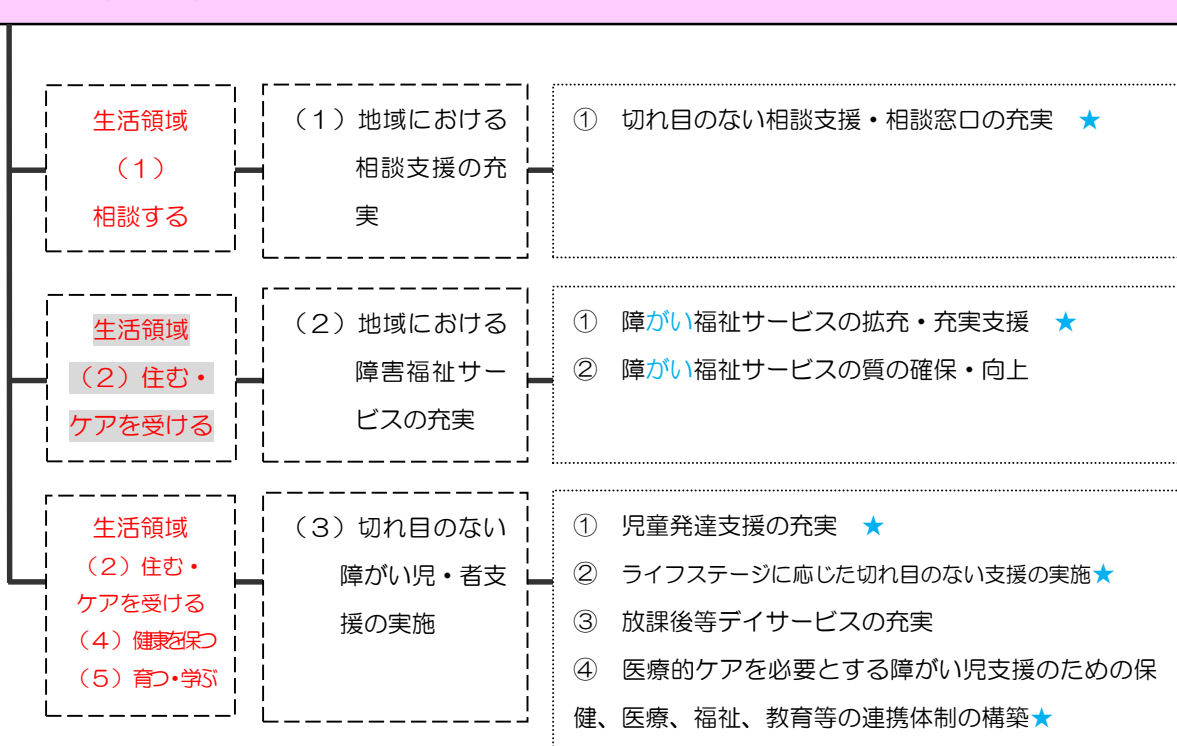
1 施策の体系

3つの基本目標を踏まえ、施策の体系を以下のように設定します。

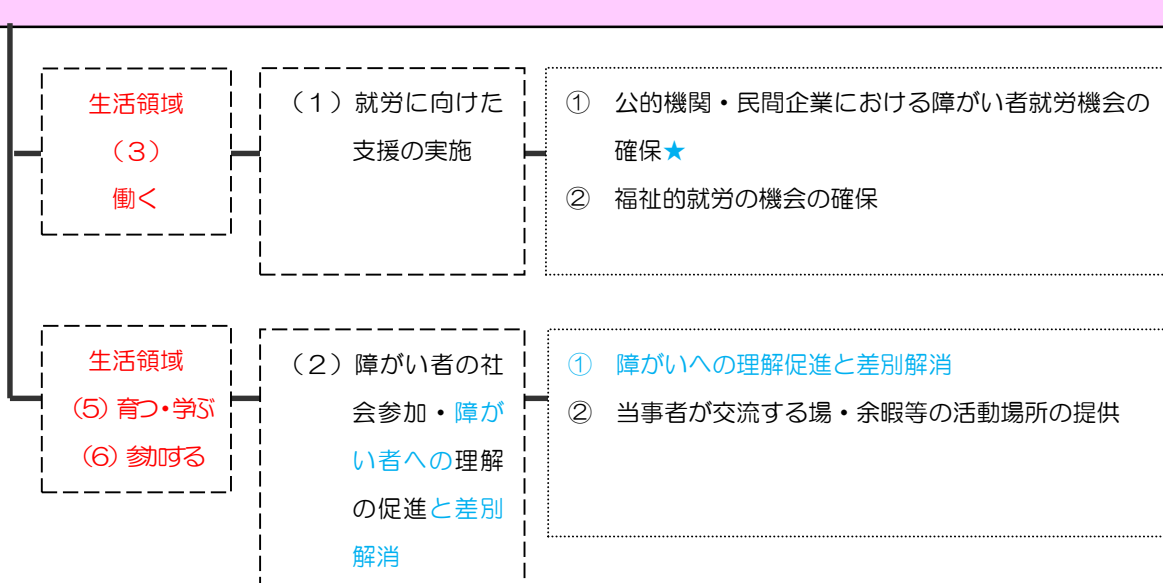
基本目標1：地域で暮らし続けられる基盤づくり



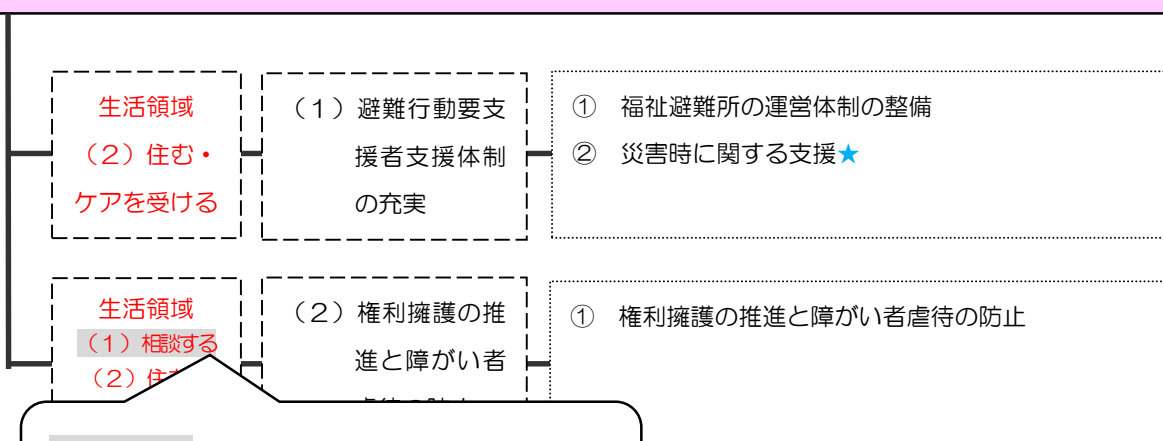
基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり



基本目標３：自立と社会参加を進めるシステムづくり



基本目標４：安心して安全に暮らせるまちづくり



網掛け部分は平成29年度第2回障がい小委員会資料から修正した箇所です。

2 重点施策

施策体系のうち、★印のついたものは、重点施策として設定します。実施にあたっては、対象者別の個別計画でも重点施策として取組みを強化するとともに、関連計画との連携を図り、幅広い視点から総合的な取組みを進めます。

3 基本目標に向けた取組み

基本目標 1：地域で暮らし続けられる基盤づくり

(1) 地域における生活の拠点の構築

現状と課題	・住まい（施設入所支援、共同生活援助、短期入所）のニーズ（障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査では3割強）が高くなっている。 ・ライフステージに応じて、専門的な相談を受けることができる人材が必要である。 ・住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の居住のさらなる確保を薦める必要がある。 ・地域生活拠点の整備に向けて引き続き取組みを進める必要がある。 ・ショートステイの充実と緊急ショートステイの実施のため、地域生活拠点の整備と併せて、市内法人に整備を促す必要がある。 ・グループホームの充実のため、地域生活拠点の整備と併せて、市内法人にサテライト型グループホームの整備を促す必要がある。
-------	---

重点施策

① 地域生活支援拠点の構築

具体的な事業	a 地域生活支援拠点の構築を行います。			
事業内容	○地域生活支援拠点の整備に向けて地域包括ケア電話相談？（確認）、市内3箇所の福祉作業所の作業環境の改善や機能拡充を図るため、粕江駅前の保育園仮園舎を福祉作業所として改修し、暫定的に移転・統合することにより障害福祉サービスの充実を図ります。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
統合された福祉作業所による障害福祉サービス（計画相談支援、生活介護、就労継続支援B型）の提供	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

具体的な事業	b (仮称) 児童発達支援コーディネーター及び(仮称) 地域生活支援コーディネーターの配置を検討し、横断的な相談支援体制を整備します。		
事業内容	○ (仮称) 児童発達支援センター及びに地域生活支援拠点の整備に伴い、(仮称) 発達支援コーディネーター ¹ 及び(仮称) 地域生活支援コーディネーター ² の配置を検討し、横断的な相談支援体制を整備します。		
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
・(仮称) 発達支援コーディネーター配置の検討		継続	
・(仮称) 地域生活支援コーディネーター配置の検討		継続	継続
			・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージにに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

② グループホームの充実

具体的な事業	a グループホームの施設、定員数、職員体制及びサービス内容の充実を支援します。		
事業内容	○地域生活支援拠点の整備等により、グループホーム（11 床）の設置を検討する。 ○市内法人等に情報提供を行い、グループホームの整備（現在市内に設置されていない、重度の方を対象とするものを含む。）を促していく。		
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
・グループホーム（11 床）設置の検討		継続	継続
・市内法人等への情報提供		継続	継続
			・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b グループホームの面的整備（サテライト型の実施）を検討します。		
事業内容	○共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1 人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていくという観点から、地域生活支援拠点の整備等を踏まえ、グループホームの新たな支援形態として、サテライト型グループホームの設置を検討する。		
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度
・サテライト型グループホームの設置の検討		継続	継続
			・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	c 体験型グループホーム等自立訓練の場を拡充します。
--------	----------------------------

¹ 子どもの発達とその支援に関する知識と経験を有しており、子どもの発達及び家庭の支援及び関係機関との調整を行い、コーディネートするものをいう。

² 障がい者の地域生活を支えるための関係機関との調整等を行い、コーディネートするものをいう。

事業				
事業内容	○入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障がい者の地域生活への移行を円滑に進めるため、地域生活支援拠点の整備等により、体験型グループホームの設置を検討する。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・体験型グループホームの設置の検討	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けられることができる。	

③ 短期入所の充実

具体的な 事業	a ショートステイの施設、定員数、職員体制及びサービス内容の充実を支援します。			
事業内容	○地域生活支援拠点の整備等により、ショートステイ（４床）の設置を検討する。 ○その他基準該当や共生型サービス等の制度を活用し、既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れを促す。 ○延利用量と実利用者数を増加させる。			
2018（H30）年度		2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・介護サービスと障害福祉サービスの報酬の差額補助（継続）		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けられることができる。
・ショートステイ（４床）の設置の検討		継続	継続	
・既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れの促進		継続	継続	

具体的な事業	b 緊急ショートステイの設置を検討します。			
事業内容	○地域生活支援拠点の整備等により、緊急ショートステイ（１床）の設置を検討する。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・緊急ショートステイ（１床）の設置の検討	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けられることができる。	

具体的な事業	c 日中一時支援の充実を図ります。			
事業内容	○地域生活支援拠点の整備等により、新たな日中一時支援の場の確保を検討し、日中一時支援の充実を図る。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・日中一時支援費支給事業の実施 ・新たな日中一時支援の場の確保の検討		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

④ 住まいの確保の支援

具体的な事業	a 居住支援協議会において、不動産業者との連携強化を図ります。			
事業内容	○住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、市、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織として、居住支援協議会を立ち上げ、相談支援とマッチングを行う。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・居住支援協議会（年3回） ・住まいの相談窓口事業実施		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 入居しやすい住宅等の情報提供を充実させます。			
事業内容	○市役所や社会福祉協議会の「サポート」など、相談窓口での支援を充実させる。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・サポートにおいて、不動産業者への同行支援や都営住宅の申請の支援等を実施 ・居住支援協議会での情報提供等に関する検討		継続 ・HP 等による入居しやすい住宅等の情報提供の実施	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

(2) 地域共生社会における支援体制の構築

現状と課題	- 障がい者の日頃からの地域との関わりが少ない人が多い。(障がいのある人・難病のある人(18歳以上)調査では、近所づきあいがほとんどないが2割強。) - 住民団体等のインフォーマル活動やの地域貢献活動による障がい者の活動支援を行い、支援を必要としている方を地域で支える地域づくりが必要である。
-------	---

重点施策

① 保健、医療、福祉、教育等の連携

具体的な事業	a 医療的ケアを必要とする障がい児支援や発達障がい者支援、精神障がい者の地域移行を進めるため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設置します。			
事業内容	○医療的ケアを必要とする障がい児が切れ目のない適切な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設ける。 ○発達障がい者支援や精神障がい者の地域移行を進めるため、関係機関の協議の場を設ける。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	- 関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置（医療ケア児） - 精神障がい者の地域移行を進めるための実態把握 - 関係機関の協議の場の検討 - 乳幼児健診やこにちは赤ちゃん訪問事業等を通じた医療機関や保健所等との連携 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の検討	- 関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化（医療ケア児） - 継続 - 継続 - 継続 - 継続	- 継続 - 精神障がい者の地域移行を進めるための課題抽出 - 精神障がい者の地域移行を進めるための関係機関の協議の場の設置 - 継続 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けられる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	b 入院中の重度訪問介護の利用を支援します。			
事業内容	○平成30年度から開始される入院中の重度訪問介護の利用を支援する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
→ 重度訪問介護の対象者拡大の制度の周知 → 市内では提供されていない障害福祉サービスを提供している市外の事業所との連携によるサービスの確保	継続 継続	継続 継続	→ 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

上記↑個表削除

② 高齢者や児童を対象とするサービスの一体的利用の推進

具体的な事業	a 高齢となった障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を推進します。			
事業内容	○共生型サービス等の制度を活用し、障害福祉サービス事業者に介護保険サービスの指定を受けるよう促す。 ○既存の介護保険サービス事業所の利用者として障がい者の受入れを促す。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・ 障害福祉サービス事業所に対する共生型サービス制度の周知 ・ 既存の介護保険サービス事業所における障がい者の利用者受入れの促進	継続 継続	継続 継続	・ 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

具体的な事業	b 障がいのある人も利用可能な小規模多機能型居宅介護事業所等のサービスの充実を図ります。			
事業内容	○高齢者が利用する介護保険サービスについて、基準該当や共生型サービス等の制度を活用し、障がい者の利用を促進すべく、事業所へ制度周知と情報提供を行う。 ○既に障がい者を受け入れている小規模多機能型居宅介護事業所「のどか」に介護サービスと障害福祉サービスの報酬の差額を補助することにより利用者（生活介護・短期入所 定員2名）に継続的にサービスの提供を行う。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・ 事業所へ制度周知と情報提供 ・ 介護サービスと障害福祉サービスの報酬の差額補助（継続）	継続 継続	継続 継続	・ 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

具体的な事業	c 学童クラブ・放課後子ども教室（KoKoA）での障がい児支援を拡充します。			
事業内容	○学童クラブ、放課後子ども教室（KoKoA）等放課後児童健全育成事業において、障がい児の受入れに対応できるよう体制の充実を検討する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・バリアフリー対応の北部児童館の設計 ・学童クラブ支援員や放課後子ども教室安全管理員向けの研修（発達障がいに関すること）の実施 ・学童クラブ及び放課後子ども教室にて随時障がい児の受入れの実施	・バリアフリー対応の北部児童館の開設、障がい児の受入れの検討 - 継続 - 継続	- 継続 - 継続 - 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

重点施策

③ 住民のボランティア団体等による地域貢献活動の推進

具体的な事業	a 住民団体等によるインフォーマル活動や地域貢献活動を支援し、障がいのある人を地域で支える地域づくりを進める。			
事業内容	○住民団体等のインフォーマル活動や地域貢献活動による障がい者の活動支援を行い、支援を必要としている方を地域で支える地域づくりを進めます。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・聴覚障がい者に対する手話通訳者・要約筆記者派遣による意思疎通支援 ・広報等の音訳を行う団体への活動支援や点字プリンターの貸出による視覚障がい者の情報支援 ・民生委員・児童委員の障がい者福祉部会の活動による障がい者支援施設等との交流・支援 ・市民活動支援センターによる体験学習の実施や地域の人材・団体の掘り起こし、育成の推進	- 継続 - 継続 - 継続 - 継続	- 継続 - 継続 - 継続 - 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

基本目標2：総合的で切れ目のない生活支援システムづくり

(1) 地域における相談支援の充実

現状と課題	- 相談支援サービスのニーズが高くなっている。(今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、障がいのある人・難病のある人(18歳以上)調査では「サービスの利用に関する相談、計画に関すること」が3割台。) - 住まい等の福祉以外の関係部署との連携を図ることのできる相談窓口について検討が必要である。 - 社会貢献型後見人について、周知を図るとともに、後見人となった後のフォローアップにも力を入れる必要がある。 - 児童発達支援センターの整備に向けて具体的な検討が必要である。 - ライフステージに応じて、専門的な相談を受けることができる人材が必要である。
-------	--

重点施策

① 切れ目のない相談支援・相談窓口の充実

具体的な 事業	a 複合的な課題に対応できる総合相談支援体制を整備します。			
事業内容	○地域自立支援協議会における基幹相談支援センター設置の検討結果を踏まえ、18 歳未満については（仮称）児童発達支援センターにおいて、18 歳以上については地域生活支援拠点においてコーディネート機能の強化及び地域包括支援センターの機能強化を行い、複合的な課題に対応できる体制整備を行う。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	・（仮称）児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討 ・ 既存の資源や基幹相談支援センターの検討も踏まえ、地域生活支援拠点の整備等を検討	・（仮称）児童発達支援センターにおける療育支援体制の構築 継続	・（仮称）児童発達支援センターにおける療育支援の充実 継続	・ いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	b 【再掲】 （仮称）児童発達支援コーディネーター及び（仮称）地域生活支援コーディネーターの配置を検討し、横断的な相談支援体制を整備します。		
事業内容	○（仮称）児童発達支援センター及びに地域生活支援拠点の整備に伴い、（仮称）発達支援コーディネーター ³ 及び（仮称）地域生活支援コーディネーター ⁴ の配置を検討し、横断的な相談支援体制を整備します。		
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度
・（仮称）発達支援コーディネーター配置の検討		継続	
・（仮称）地域生活支援コーディネーター配置の検討		継続	継続
			2023（H35）年度
			・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	c ワンストップ総合相談や 24 時間 365 日体制の相談支援について、相談窓口の委託化を含め、効率的・効果的な体制づくりを進めます。		
事業内容	○ 地域自立支援協議会からの基幹型相談支援センター設置の検討を踏まえ 、（仮称）児童発達支援センター の設置 、地域生活拠点の整備に伴う コーディネーターの配置及び地域包括支援センターの機能強化 と合わせ、専門機関における コーディネート機能の強化 への委託化を含めた地域包括ケア電話相談窓口を設ける。		
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度
・電話相談委託化の検討		地域包括ケア電話相談の試行実施	地域包括ケア電話相談の本格実施
			2023（H35）年度
			・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	d 地域自立支援協議会において、個別のケースから地域の課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進めます。		
事業内容	○地域自立支援協議会において、個別のケースから地域の課題を抽出し、障がい小委員会にて課題解決のための施策を検討するシステムづくりを進める。		
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度
・地域自立支援協議会と障がい小委員会の連携を図り、施策を検討するシステムの構築		システムに基づく施策の検討	継続
			2023（H35）年度
			・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	e 障がいへの理解を深める職員研修を継続して実施します。
--------	------------------------------

³ 子どもの発達とその支援に関する知識と経験を有しており、子どもの発達及び家庭の支援及び関係機関との調整を行い、コーディネートするものをいう。

⁴ 障がい者の地域生活を支えるための関係機関との調整等を行い、コーディネートするものをいう。

事業				
事業内容	○職員に障がい者に対する理解を促進し、障がいの特性に合わせた配慮ができるよう、職員研修を実施する。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・ 市内 職員等を対象とした障害者差別解消法に関する職員研修の実施	継続	継続	・ いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。 ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。	
・手話の理解のための研修実施	継続	継続		

具体的な事業	f 成年後見制度を担う人材を育成します。						
事業内容	○多摩南部成年後見センターを通じて社会貢献型後見人を育成する。 ○成年後見制度に関する職員の庁内研修を実施する。						
2018（H30）年度		2019（H31）年度		2020（H32）年度		2023（H35）年度	
・社会貢献型後見人養成研修実施		継続		継続		・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。 ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。	
・成年後見制度に関する職員研修の実施		継続		継続			

（２）地域における障がい福祉サービスの充実

現状と課題	・障がい福祉サービスの一層の充実が求められている。（障がいのある人・難病のある人（18 歳以上）調査では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「サービスの利用に関する相談、計画に関すること」、「住まいに関すること」が高くなっている。） ・計画相談支援事業所等と連携し、サービスの質の充実も含めて計画作成を進めていく必要がある。障がい児の場合はセルフプランが約半数を占めており、事業所の確保が求められる。
-------	--

重点施策

① 障がい福祉サービスの拡充・充実支援

具体的な事業	a 「自立生活援助」及び「就労定着支援」の利用や市外の事業所との連携により市内に不足している障がい福祉サービスの充実を支援します。
事業内容	○平成 30 年度から開始される「自立生活援助」及び「就労定着支援」の利用を支援する。 ○平成 30 年度から開始される入院中の重度訪問介護の利用を支援する。←項目削除 ○市内に不足している障害福祉サービス（ショートステイ、グループホーム）の充実を支援する。

2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
「自立生活援助」・「就労定着支援」制度の周知 ・重度訪問介護の対象者拡大の制度の周知←項目削除 ・市内では提供されていない障がい福祉サービスを提供している市外の事業所との連携によるサービスの確保	継続 継続 継続	継続 継続 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 計画相談支援事業の充実を図ります。			
事業内容	○研修等の充実により、相談支援専門員の質の向上を図る。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・研修の実施 ・障害福祉サービスの新規の利用者に対して、随時サービス等利用計画の作成を行う。	継続 継続	継続 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。	

具体的な事業	c 地域移行支援・地域定着支援の充実を図ります。		
事業内容	○施設や病院に長期入所等していた障がい者本人の希望に沿った住居の確保や新生活の準備等を行うことにより、地域移行支援を推進する。 ○居宅において単身で生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う指定一般相談支援事業者と市ケースワーカー等の連携を図ることにより、地域定着支援を推進する。		
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・病院等の退院（所）前のカンファレンス参加等による障がい者本人の希望に沿った地域移行支援の推進 ・指定一般相談支援事業所と連携による地域定着支援の推進	継続 継続	継続 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

② 障がい福祉サービスの質の確保・向上

具体的な事業	a 障がい福祉サービス等事業者連絡会等において、関係機関との情報共有及び情報提供を進めます。
--------	--

事業内容	○障がい福祉に関わる事業者の情報共有等のため、連絡会（通所部会、居宅部会、子ども部会、相談支援部会、合同部会）等の場で障がい福祉に関わる事業者との情報共有及び情報提供を行う。		
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・障がい福祉サービス等事業者連絡会等における情報共有・情報提供	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 障がい福祉サービス事業者への指導検査を実施するとともに、サービス事業者に対する第三者評価受審費補助を実施します。		
事業内容	○障がい福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保、自立支援給付に係る費用等の支給の適正化及び業務管理体制の適正な整備・運用を図るため、定期的な障がい福祉サービス事業者への指導・検査を行う。		
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・障がい福祉サービス事業者への指導・検査の実施（市内2箇所中1箇所）	継続 （市内2箇所中1箇所）	継続 （市内2箇所中1箇所）	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。
・サービス事業者に対する第三者評価受審促進のための受審費補助の実施	継続	継続	

具体的な事業	c 近隣自治体との連携による定期的な情報交換及び情報共有を行います。		
事業内容	○近隣にないサービスや大きく不足しているサービスの事業所を誘致するため、近隣自治体と定期的な情報交換及び情報共有を行う。		
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・部長会、課長会、係長会等における近隣自治体との情報交換及び情報共有	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

（３）切れ目のない障がい児・者支援の実施

現状と課題	• 児童発達支援の充実が望まれている。(障がいのある人・難病のある人(18歳未満)調査では、今後力を入れるべき障がい福祉サービス等について、「子どもの発達支援等に関すること(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障がい児相談支援)」が最も多くなっている。) • 障がい児それぞれの状況や教育のニーズに対応した指導・支援の実施を進める必要がある。 • 保健、医療、福祉、教育等の連携体制のさらなる充実が必要である。 • 児童発達支援センターの整備に向けて具体的な検討が必要である。
--------------	--

重点施策

① 児童発達支援の充実

具体的な事業	a (仮称) 児童発達支援センターの機能を充実させます。			
事業内容	○(仮称) 児童発達支援センターを設置し、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての役割が担えるよう体制を整備する。			
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2023 (H35) 年度
(仮称) 児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討		(仮称) 児童発達支援センターにおける療育支援体制の構築	(仮称) 児童発達支援センターを中核とした関係機関(教育研究所、子ども家庭支援センター等)の連携による療育支援体制の整備	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	b 重症心身障がい児の日中活動の場の確保等を進め、重症心身障がい児と家族への支援を充実させます。			
事業内容	○重症心身障がい児の日中活動の場等の確保を進めるとともに、 平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保すること、又は関係市町村の協議により、圏域で確保することを目指します。←削除			
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2023 (H35) 年度
→重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けた検討←関係市町村との連携調整←削除 ・対象者の状況及びニーズの把握 ・重症心身障がい児(者)通所支援事業及び重症心身障がい児(者)在宅レスパイト事業の利用促進		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

重点施策

② ライフステージに応じた切れ目のない支援の実施

具体的な事業	a 乳幼児健康診査を実施するとともに健診後のフォロー体制を充実させます。			
事業内容	○乳幼児健康診査を実施するとともに健診後のフォロー体制を充実させる。 ○児童発達センターと関係機関が連携を強化し、一体的に支援を行っていく。 ○民生委員・児童委員による乳児訪問事業を実施する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	・心理相談の継続的な実施（年24回） ・他機関への紹介時の情報提供の実施 ・民生委員・児童委員による乳児訪問事業の実施	継続 継続 継続 （振り返り）	継続 継続 ・児童発達センターと関係機関との連携強化	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	b 保健師等による障がい児を養育している家庭等への定期的な訪問を推進します。			
事業内容	○「こんにちは赤ちゃん訪問事業」により、生後4箇月以内の障がい児を養育している家庭や母親の障がい等により育児に困難さを抱える家庭に保健師又は助産師の資格を有する者が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な福祉サービスの提供に結び付ける。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
生後4箇月以内の障がい児のいる家庭等への「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施	継続	継続	継続	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	c 保育園、幼稚園等との連携強化を図ります。			
事業内容	○（仮称）児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる部署、学校、保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所等との連携を深めるための施策（会議・研修等）を実施する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置	関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化	（仮称）児童発達支援センターとの連携の強化	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けすることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	d 「保育所等訪問支援」の利用を支援します。			
事業内容	○「保育所等訪問支援」の事業実施に向けた検討を行う。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	保育所等訪問支援の実施に向けた検討	継続	保育所等訪問支援の実施	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けすることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	e 就学後もフォローできる地域療育システムを構築します。			
事業内容	○一貫した地域療育のあり方検討部会での検討結果を踏まえ、(仮称)児童発達支援センターを中核とした一貫した地域療育システムを構築し、推進する。 ○不登校等対策連絡協議会で検討を行う。←何の検討を行うか？			
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2023 (H35) 年度
・(仮称)児童発達支援センターにおける療育支援体制の検討 ・不登校等対策連絡協議会の開催	・(仮称)児童発達支援センターにおける療育支援体制の構築	・(仮称)児童発達支援センターを中核とした関係機関(教育研究所、子ども家庭支援センター等)の連携による療育支援体制の整備	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	

具体的な事業	f インクルーシブ教育に対する児童・生徒、教職員、地域住民等の意識の醸成を図ります。			
事業内容	○特別支援教育において支援が必要な児童・生徒の現状を的確に把握し、それぞれの状況や教育のニーズに応じた指導・支援を行うことにより、インクルーシブ教育の理念を踏まえた学習環境の整備を検討する。 ○教育と福祉とが連携し、インクルーシブ教育に対する地域住民等の意識の醸成方法を検討する。			
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2023 (H35) 年度
・発達障がいを含む障がいに対する理解教育の実践的研究 ・特別支援教室におけるタブレット端末の活用方法の実践的研究 ・地域住民へのインクルーシブ教育に対する意識の醸成方法の検討	- 継続 - 継続 - 継続	- 継続 - 継続 - 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	

具体的な事業	g 特別支援教育を充実させます。			
事業内容	○都立特別支援学校との連携強化や、狛江市版の「就学支援計画」の作成を進めるなど、特別支援教育の充実を図る。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・特別な支援が必要な児童・生徒に対する専門家チームによる巡回相談の実施 ・全教員を対象にした特別支援教育研修の実施 ・特別支援学級代表者会の充実 ・hyper-QU（学級集団アセスメント）の実施 ・都立特別支援学校のセンター的機能を活用した教員への支援の充実	継続	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	h 【一部再掲】青年期・成人期の発達に関する相談支援、不登校児童生徒への支援を行います。			
事業内容	○小学校から中学校、中学校から高校、高校から大学、就学から就労とライフステージが変わっても支援が途切れることがないよう、関係機関が連携して相談支援を行う。とともに、 ○専門機関への委託化を含めた地域包括ケア電話相談窓口を設ける。 ○支援チームによる不登校支援モデル事業を実施し、不登校児童生徒の状況に応じた総合的な教育支援体制の構築を図る。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	・HP、リーフレット（木もれび）等による市・社会福祉協議会、世田谷若者就労支援センター「せたがや若者サポートステーション」等の相談窓口の周知と相談が受けられることのPR ・電話相談委託化の検討 ・支援チームによる不登校支援モデル事業の実施	継続 ・地域包括ケア電話相談の試行実施 継続	継続 ・地域包括ケア電話相談の本格実施 継続 ・（仮称）児童発達支援センターを中核とした関係機関（教育研究所、子ども家庭支援センター等）の連携による相談支援体	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 ・生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 ・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

			制の整備（18歳まで） ↑どこにかかる？	
具体的な事業	i 狛江市版サポートブック「レインボーファイル」の活用を図ります。			
事業内容	○発達が緩やかであったり、かたよりがある子どもの出生から現在までの記録ができる狛江市版サポートブック「レインボーファイル」を作成し、対象者に配布するとともに、関係機関や対象者に周知し支援の充実を進める。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	サポートブック「レインボーファイル」の作成・配布・周知	サポートブック「レインボーファイル」の配布・周知	継続	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

③ 放課後等デイサービスの充実

具体的な事業	a 学童障がい児の放課後等支援の場を確保します。			
事業内容	○関係部署が協力してニーズの把握をし、学童障がい児の放課後等支援の場の確保を行う。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
- 学童クラブ及び放課後子ども教室による障がい児受け入れの実施 - 放課後等デイサービスによる障がい児への支援	継続	継続	継続	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	b 学校と障がい児通所事業所との連携を強化します。			
事業内容	○（仮称）児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる部署、学校、保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所等の連携を深めるための施策（会議、研修等）を実施する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置	関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化	（仮称）児童発達支援センターとの連携	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

重点施策

④ 医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の連携体制の構築

具体的な事業	a 【再掲】医療的ケアを必要とする障がい児支援のための保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設置します。			
事業内容	○医療的ケアを必要とする障がい児が切れ目のない適切な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、教育等の関係機関の協議の場を設ける。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	- 関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置の検討 - 乳幼児健診やこにちは赤ちゃん訪問事業等を通じた医療機関や保健所等との連携 - 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の検討	関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化 継続 継続	継続 継続 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

具体的な事業	b 【再掲】重症心身障がい児の日中活動の場の確保等を進め、重症心身障がい児と家族への支援を充実させます。			
事業内容	○重症心身障がい児の日中活動の場等の確保を進めるとともに、 平成32年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保すること、又は関係市町村の協議により、圏域で確保することを目指します。 ←削除			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
→重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に向けた検討→関係市町村との連携調整←削除 - 対象者の状況及びニーズの把握 - 重症心身障がい児（者）通所支援事業及び重症心身障がい児（者）在宅レスパイト事業の利用促進	継続 継続 継続	継続 継続 継続	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けられることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けられることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けられることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	

具体的な事業	c 【再掲】学校と障がい児通所事業所との連携を強化します。			
事業内容	○（仮称）児童発達支援センター及び市の児童発達支援に関わる部署、学校、保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所等の連携を深めるための施策（会議、研修等）を実施する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
関係部署や地域の関係機関同士で情報を共有し、連携を図るための会議体の設置	関係機関の連携を図るための会議体を活用した連携強化	児童発達支援センターとの連携	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けられることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けられることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けられることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。	

具体的な事業	d 被虐待児における心理ケア等の提供体制を充実させます。			
事業内容	○子ども家庭支援センター、児童相談所等と障害児通所支援事業所との連携を強化する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
- 関係機関との連携による本人と保護者の支援 - 粕江市子ども家庭支援ネットワーク会議の中で、各関係機関向け研修等の実施	継続	継続	継続	- 地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。 - 生涯にわたって健康的に生活でき、適切な医療的ケアを受けることができる。 - 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。

基本目標3：自立と社会参加を進めるシステムづくり

（1）就労に向けた支援の実施

現状と課題	- 就労を希望する人への支援のさらなる充実の必要がある。（障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査では、今後就労（継続を含む）を希望する人は4割弱。障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査では、仕事を続ける（続ける）ために必要なことについて、「障がいにあわせて、さまざまな仕事や働き方が選べること」が最も多い。） - 市内企業・商工会等の障がい者就労に対する理解を促進し、地域での障がい者雇用の活性化を図る必要がある。 - 職場体験に協力してくれる企業の開拓を行い、就労や就労体験の機会を広げていく必要がある。 - 職場定着のために、定期訪問を実施し、職場との連携と障がいへの理解促進を図り、長く働ける環境づくりに努める必要がある。
-------	---

重点施策

① 公的機関・民間企業における障がい者就労機会の確保

具体的な事業	a 障がい者の新たな就労の場・体験実習の場の確保に努めます。			
事業内容	○地域開拓促進コーディネーターによる市内企業の訪問を推進する。 ○企業に障がい者支援施設の製品の受注促進を促す。 ○障がい者が働きやすい環境づくりに努めるよう企業に周知する（障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の周知）。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・地域開拓促進コーディネーターによる市内企業の訪問 ・障がい者支援施設の製品の受注促進 ・セミナー等による企業への情報提供		継続	継続	・必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
		継続	継続	
		継続	継続	

具体的な事業	b 障がい者就労支援センター「サポート」（社会福祉協議会）の機能を強化し、就学後の就労に向けて教育機関との連携を強化します。			
事業内容	○障がい者就労支援センター「サポート」の周知を図る。 ○地域開拓促進コーディネーターを中心とした職場開拓とネットワークづくりを行う。 ○就労準備訓練や企業での職場実習支援を充実する。 ○職場定着を目的とした定期訪問活動を充実する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・障がい者就労支援センター「サポート」の周知 ・地域開拓促進コーディネーターの企業訪問等による職場開拓とネットワークづくりの推進 ・就労移行支援事業所を活用した就労希望者のレベルアップ及び一般就労へつなげる支援の実施 ・「サポート」職員による就労後の職場定着のための職場訪問の実施		継続	継続	・必要な支援を受けながら、働き続けることができる。
		継続	継続	
		継続	継続	
		継続	継続	

具体的な事業	c 障がいのある方の就労を支援する取組み（講演会等）を行います。			
事業内容	○障がいのある方の就労を支援するための講演会等を企画・実施します。 ○相談窓口の充実を図り、国や都の優遇措置等、障がい者雇用のメリット等の情報提供を行う。 ○市が精神障がい者支援を委託している地域生活支援センターリヒトにおいてピアサポーターを養成する。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・狛江市障がい者就労支援センター「サポート」等による講演会等の実施	継続	継続	・必要な支援を受けながら、働き続けることができる。	
・障がい者雇用のメリット等の情報提供	継続	継続		
・ピアサポーターの養成	継続	継続		

具体的な事業	d 公的機関での職場体験・雇用を促進します。			
事業内容	○市役所の障がい者雇用の拡充を図る。 ○公的機関での職場実習の受け入れを促進する。 ○障害者優先調達推進法に基づき、障がい者支援施設の受注を促進する。←削除			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・市の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者支援施設の受注促進のための取組みを検討・実施←削除 ・福祉作業所における小型家電リサイクルの実施 ・公的機関での障がい者雇用、職場体験や特別支援学校の生徒によるインターンシップ等の促進 ・市役所職員の障がい者法定雇用率の遵守	継続 継続 継続	継続 継続 継続	・必要な支援を受けながら、働き続けることができる。	

② 福祉的就労の機会の確保

具体的な事業	a 仕事や作業を通じて、生産活動等の知識やスキルを向上させる場を確保します。			
事業内容	○市内事業所に狛江市障がい者日中活動系サービス推進事業補助を行い、事業所の運営を支援する。 ○あいとびあ「ふれあいサロン夢一」に、場所の提供や補助金の交付を行うことにより、運営を支援し、働く場、実習の場を確保する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
- 市内事業所への狛江市障がい者日中活動系サービス推進事業補助の実施 - ふれあいサロン夢一への運営費補助の実施	継続	継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。

具体的な事業	b 障がい者支援施設の受注を促進します。（再掲）			
事業内容	○障害者優先調達推進法に基づき、障がい者支援施設の受注を促進する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
市の障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、障がい者支援施設の受注促進のための取組みを検討・実施	継続	継続	継続	必要な支援を受けながら、働き続けることができる。

（２）障がい者の社会参加・障がいへの理解の促進と差別解消

現状と課題	- 住民一人ひとりが福祉に対する理解を進める（子どものころからの地域・学校での福祉教育など）必要がある。（障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査では、ノーマライゼーションの考え方が地域に浸透していると思う割合は4割台。障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをしたりしたことがある割合は、障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査で3割弱、障がいのある人・難病のある人（18歳未満）調査で5割弱） - 障害者差別解消法についての理解・普及啓発が不十分である。（障害者差別解消法を知らない割合は、障がいのある人・難病のある人調査（18歳以上）で7割台、障がいのある人・難病のある人調査（18歳未満）で6割弱。） - 障がいへの理解・促進のために、広報等の充実や障がいのある人もない人も交流できる機会、効果的なイベントを実施する必要がある。
-------	--

① 障がいへの理解促進と差別解消

具体的な事業	a 障がいに対する正しい理解を推進します。(市民、市職員、教員、学生、企業、医療機関等)			
事業内容	○「障がい者週間」にイベントを企画・実施する。 ○障がい者(児)福祉のしおり、障がい理解促進に関するパンフレットを配付する。 ○障がい者週間等のイベント実施やパンフレットの配布等により、障がい者に対する理解・普及啓発の推進を図る。			
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2023 (H35) 年度
・「障がい者週間」にイベント(作品展示会、物品販売及び障がい者スポーツ普及・啓発事業)の企画・実施 ・障がい理解促進に関するパンフレットの配布 ・障害者差別解消法に関する研修の実施 ・障がい者(児)のしおりの配付による制度等の周知	継続	継続	継続	・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されことなく、合理的配慮により社会に参加することができる。

具体的な事業	b 小・中学校における人権教育の一環として、総合的な学習の時間等に福祉教育を実施するとともに、保育園で福祉絵本「あいとぴあ」を活用した福祉教育を実施します。			
事業内容	○児童・生徒の障がい者への理解促進を目的として、小・中学校で福祉教育を実施する。 ○保育園で福祉絵本「あいとぴあ」を活用した福祉教育を実施する。			
	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2023 (H35) 年度
・小学校で人権教育の一環として小学校では点字や車いす等の体験を実施 ・中学校で人権教育の一環として中学校では講演会や福祉施設での職場体験等の実施 ・市内保育園の5歳児(年長児)クラスでの福祉絵本を活用した福祉教育の実施	継続	継続	継続	・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されことなく、合理的配慮により社会に参加することができる。

具体的な事業	c 障がいいを理由とする差別の解消を推進します。			
事業内容	○職員対応要領に基づき、市の相談体制の整備を進めます。 ○（職員研修の事業内容作成） ○障害者差別解消法等について、企業、当事者を含めたすべての市民に周知します。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
	・ 障害者差別解消法に関する相談窓口の設置運用 ・ 庁内研修の実施 ・ 冊子等の配布による周知 ・ 当事者、家族等を対象とした障害者差別解消法に関する普及啓発の取組み（理解を深めるための研修会等）の検討	継続 継続 継続 ・ 当事者、家族等を対象とした障害者差別解消法に関する普及啓発の取組み（理解を深めるための研修会等）の実施	継続 継続 継続 継続	・ 発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・ 障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮により社会に参加することができる。

具体的な事業	d 障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。(障がい者支援施設の地域交流の推進)			
事業内容	○「障がい者週間」にイベント（障がい者スポーツ・普及事業）を企画・実施し、交流機会を創出する。 ○社会福祉協議会と連携して、各障害福祉サービス事業所が、地域の祭りや学校行事等への参加を促すことにより、地域の一員として認識されるよう働きかけを行う。			
2018（H30）年度		2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・「障がい者週間」に障がい者スポーツ普及・啓発事業の企画・実施		継続	継続	・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮により社会に参加することができる。
・公共施設における障がい者スポーツ用具の貸出しの検討		継続	継続	
・市内の福祉作業所等で作られた商品や障がい福祉サービス事業所のイベントの情報提供		継続	継続	
・市民や障がい福祉サービス事業所、また児童や生徒に夏体験ボランティア・ボランティアのつどいを周知		継続	継続	

具体的な事業	e バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。			
事業内容	○ココシルこまへのスマートフォンアプリを活用したバリアフリーなルートの案内を提供する。 ○ユニバーサルデザインブロックの設置等市内施設や道路等の福祉のまちづくりを推進する。 ○市内事業所に対し、施設改修費の助成等の情報を提供する。			
2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度	
・ココシルこまえによる情報提供 ・横断歩道に接する歩道と車道との段差解消（ユニバーサルデザインブロック等の採用）の促進 ・「みんなにやさしい生活空間づくり推進事業」として、共同住宅の共有部分及び不特定多数の人が利用する小規模な建築物のユニバーサルデザイン化に対する補助を実施 （2団体）	継続 継続 継続 （3団体）	継続 継続 （3団体）	・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮により社会に参加することができる。	

② 当事者が交流する場・余暇等の活動場所の提供

具体的な事業	a 【再掲】障がいのある人もない人も交流できる機会を創出します。（障がい者支援施設の地域交流の推進）						
事業内容	○「障がい者週間」にイベント（障がい者スポーツ普及・啓発事業）を企画・実施し、交流機会を創出する。 ○社会福祉協議会と連携して、各障害福祉サービス事業所が、地域の祭りや学校行事等への参加を促すことにより、地域の一員として認識されるよう働きかけを行う。						
2018（H30）年度		2019（H31）年度		2020（H32）年度		2023（H35）年度	
・「障がい者週間」に障がい者スポーツ普及・啓発事業の企画・実施 ・公共施設における障がい者スポーツ用具の貸出しの検討 ・市内の福祉作業所等で作られた商品や障害福祉サービス事業所のイベントの情報提供		継続 継続 継続		継続 継続 継続		・発達の段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されることなく、合理的配慮により社会に参加することができる。	

・障害福祉サービス事業所に夏体験ボランティア・ボランティアのつどいを周知	継続	継続	
--------------------------------------	----	----	--

具体的な事業	b 障がい者スポーツの充実を図るとともに・啓発します。			
事業内容	○パンフレット作成等により、障がいスポーツ実施団体や実施場所の周知と広報を図る。 ○東京パラリンピックに向けた障がい者スポーツの周知と広報を図る。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・「障がい者週間」に障がい者スポーツ普及・啓発事業の企画・実施	継続		継続	・発達段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されことなく、合理的配慮により社会に参加することができる。
・小・中学校におけるオリンピック・パラリンピック教育による、障がい者スポーツの周知	継続		継続	
・イベントでのパンフレット配布等による周知←削除	継続		継続	

具体的な事業	c 通学、通所等にかかる送迎支援の充実を図ります。			
事業内容	○福祉有償運送を利用して特別支援教室等に通学する際の利用料の一部を補助することにより、特別支援学級等への通学を支援する。 ○ファミリー・サポート・センター事業により、サポート会員による障がい児の保育所、幼稚園、学校までの送迎を行います。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・福祉有償運送を利用して特別支援教室等に通学する際の利用料の補助	継続		継続	・発達段階に応じた支援を早期から切れ目なく受けることができる。自らの可能性を広げるための教育が受けられる。 ・障がいがあることを理由に差別されことなく、合理的配慮により社会に参加することができる。
・ファミリー・サポート・センター事業による障がい児の保育所等への送迎	継続		継続	

基本目標4：安心で安全に暮らせるまちづくり

(1) 避難行動要支援者支援体制の充実

現状と課題	・日頃から地域での防災・災害対策を進めていく必要がある。(障がいのある人・難病のある人(18歳以上)調査では、日常生活での悩みや不安として「災害時のこと(備えや避難など)」が4割強。(障がいのある人・難病のある人(18歳以上)調査の約半数は、緊急時に一人で避難できない。) ・災害時の避難に支援を要する人(避難行動要支援者)を地域で把握し、いざという時のための避難体制を構築する必要がある。 ・日頃から地域のさまざまな人を交えた防災・災害対策を進めていく必要がある。(避難所で配慮してほしいことについて、障がいのある人・難病のある人(18歳以上)調査、障がいのある人・難病のある人(18歳未満)調査ともに、「高齢者、障がい者、乳幼児等、体調が変化しやすい人への配慮・支援」が最も多い。) ・地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の拡大に向けて、制度の周知を図る必要がある。
-------	---

① 福祉避難所の運営体制の整備

具体的な事業	a 福祉避難所の運営体制の整備を進めます。			
事業内容	○狛江市避難行動要支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランに基づき福祉避難所の運営体制を整備する。			
	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020(H32)年度	2023(H35)年度
・プランに基づく訓練の実施		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 避難行動要支援者の支援体制の整備を進めます。			
事業内容	○避難行動要支援者登録制度の充実を図り、避難行動要支援者名簿登録者の個別計画を策定するとともに、地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の締結先を拡充し、模擬訓練を通じた在宅支援体制のあり方を検討する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・プランに基づく個別計画の策定 ・地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の拡大	- 継続 - 継続	- 継続 - 継続	・個別計画の更新 - 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

重点施策

② 災害時に関する支援

具体的な事業	a ヘルプカード、ヘルプマーク及び障がい者用災害ベストの周知・配布を行います。			
事業内容	○平成 29 年度に作成した障がい者用災害ベストの周知・配布を行う。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・ヘルプカード及びヘルプマークの普及 ・障がい者用災害ベストの周知・配布	- 継続 - 継続	- 継続 - 継続	- 継続 - 継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	b 【一部再掲】地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定先を拡充します。			
事業内容	○泊江市地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定先を拡充する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
【一部再掲】 地域見守り活動支援対象者名簿の提供に関する協定の拡大	継続	継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

(2) 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止

現状と課題	- 障がい者の介助者が高齢化（障がいのある人・難病のある人（18歳以上）調査では介助者の5割が60歳以上）しているため、成年後見制度等の活用の必要性が高まることが考えられるため、より一層の成年後見制度利用支援事業の周知等、権利擁護の推進が必要である。 - 社会貢献型後見人について、周知を図るとともに、後見人となった後のフォローアップにも力を入れる必要がある。
-------	---

① 権利擁護の推進と障がい者虐待の防止

具体的な事業	a 【再掲】ワンストップ総合相談や24時間365日体制の相談支援について、相談窓口の委託化を含め、効率的・効果的な体制づくりを進めます。			
事業内容	○地域自立支援協議会からの基幹型相談支援センター設置の要望を踏まえ、（仮称）児童発達支援センターの設置、地域生活拠点整備に伴う（仮称）地域生活支援コーディネーターの配置及び地域包括支援センターの機能強化と合わせ、専門機関への委託化を行い、地域包括ケア電話相談窓口（虐待通報窓口相談）を設ける。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・電話相談委託化の検討		・地域包括ケア電話相談の試行実施	・地域包括ケア電話相談の本格実施	・いつでも、生活するうえで必要な相談ができる。ライフステージに応じて、専門的な相談を継続的に受けることができる。

具体的な事業	b 【再掲】成年後見制度を担う人材を育成します。			
事業内容	○多摩南部成年後見センターを通じて社会貢献型後見人を育成する。 ○成年後見制度に関与する職員の庁内研修を実施する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
・社会貢献型後見人養成研修実施		継続	継続	・地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受け取ることができる。
・成年後見制度に関する職員研修の実施		継続	継続	

具体的な事業	c 事業所に対する障がい者虐待防止対策を強化します。			
事業内容	○障がい福祉サービス事業所に対して、障害者虐待防止法の周知等を行うことにより、虐待を防止する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
- 障がい者虐待防止法の周知 - 東京都による障害者虐待防止・権利擁護研修の受講促進 - 指導検査の実施による市内事業所の状況把握、虐待防止の指導	継続	継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

具体的な事業	d 【再掲】被虐待児における心理ケア等の提供体制を充実させます。			
事業内容	○子ども家庭支援センターや児童相談所等と障害児通所支援事業所の連携を強化する。			
	2018（H30）年度	2019（H31）年度	2020（H32）年度	2023（H35）年度
- 関係機関との連携による本人と保護者の支援 - 狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の中で、各関係機関向けに研修等を実施	継続	継続	継続	地域の中で住まいや居場所を確保し、安心して生活できる。必要な支援を自ら選択し、必要な量を受けることができる。

第2章 第5期障害福祉計画

第1節 障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

本計画の基本理念、国の「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」を踏まえ、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標を次のように設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

平成 28 年度末時点の施設入所者数の9%以上が平成 32 年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

項目	数値
平成 28 年度末時点の施設入所者数	50 人
【目標値】地域生活移行者数	5人(10.0%)

(2) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者数を平成 28 年度末時点から平成 32 年度末までに2%以上削減することを目指します。

項目	数値
平成 28 年度末時点の施設入所者数	50 人
平成 32 年度末時点の施設入所者数	49 人
【目標値】施設入所者数削減見込み	△1人(△2.0%)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場

平成 32 年度末までに、狛江市において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることを目指します。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することを目指します。

項目	数値
平成 29 年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場	なし
【目標値】平成 32 年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場	あり

また、国の基本指針では、精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）、精神病床における早期退院率（入院後 3 箇月・6 箇月・1 年時点の退院率）の減少に関する目標を都道府県が設定することになっています。本市には精神科病院の入院病床がないこと等を踏まえ、可能な限り実態把握を行い、東京都の目標値を参考にしつつ、地域生活への移行に関する目標値を設定します。

3 地域生活支援拠点等の整備

平成 32 年度末までに狛江市内に地域生活拠点を 1 箇所整備することを目指します。

項目	数値
平成 28 年度末時点の設置箇所数	0 箇所
【目標値】平成 32 年度末時点の設置箇所数	1 箇所

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労する者の数

平成 32 年度の一般就労への移行実績を平成 28 年度の 150%以上とすることを目指します。

項目	数値
平成 28 年度中の一般就労への移行者数	1 人
【目標値】平成 32 年度中の一般就労への移行者数	3 人(300%)

(2) 就労移行支援事業を利用する者の数

就労移行支援事業の利用者数について、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末の数の 20%以上増加することを目指します。

項目	数値
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	17 人
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	21 人(123.5%)

(3) 就労移行率が3割以上の事業所の割合

平成 32 年度末には、就労移行率が3割以上の事業所を全体の 50%以上とすることを目指します。

項目	数値
平成 28 年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合	市内に事業所なし
【目標値】平成 32 年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合	100.0%

(4) 就労定着支援による支援開始後 1 年後の職場定着率

平成 32 年度末には、就労定着支援による支援開始後 1 年後の職場定着率を 80% とすることを目指します。

項目	数値
【目標値】平成 32 年度末現在の就労定着支援による支援開始後 1 年後の職場定着率	80.0%

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置数

平成 32 年度末に、狛江市内に児童発達支援センターを 1 箇所設置することを目指します。

項目	数値
平成 28 年度末時点の設置箇所数	0 箇所
【目標値】平成 32 年度末時点の設置箇所数	1 箇所

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制

平成 32 年度末までに狛江市において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数

平成 32 年度末に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を狛江市内に 1 箇所以上確保（維持）することを目指します。

項目	数値
平成 29 年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	1 事業所
【目標値】平成 32 年度末における重症心身障がい児を支援する	1 事業所

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数	
----------------------------	--

(4) 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

平成 30 年度末までに、粕江市において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

項目	数値
平成 29 年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	なし
【目標】平成 30 年度末における保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	あり

第2節 障がい福祉サービス等の見込量

1 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の5つのサービスがあります。

(1) 居宅介護

ホームヘルパーによる身体介護・家事援助等を行います。第5期の計画値は、利用ニーズや実績の推移を考慮して、利用者数を見込んでいます。

表 居宅介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅介護	延利用量 (時間/年)	19,924	19,346	19,539	19,743	19,931	20,130
	平均利用量 (時間/月)	1,660	1,612	1,628	1,644	1,660	1,677
	実利用者数 (人/年)	131	152	154	155	156	158
	平均利用者数 (人/月)	100	112	113	114	115	116

※平成 29 年度は見込み

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者が重度の行動障がいがあり、常時介護を必要とする人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援や見守り、コミュニケーション支援等を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績を踏まえ、必要なサービス量を見込んでいます。

表 重度訪問介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
重度訪問介護	延利用量 (時間/年)	11,789	17,853	18,032	18,211	18,393	18,577
	平均利用量 (時間/月)	982	1,488	1,503	1,518	1,533	1,548
	実利用者数 (人/年)	7	10	10	10	10	10
	平均利用者数 (人/月)	5	6	6	6	6	6

※平成 29 年度は見込み

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な障がい者（児）に、外出時の移動に必要な情報の提供、移動の援護を行います。

第5期の計画値は、実利用者数は横ばいで、一人当たりの利用量が増加するものとして見込んでいます。

表 同行援護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
同行援護	延利用量 (時間/年)	2,325	2,948	2,992	3,037	3,083	3,129
	平均利用量 (時間/月)	194	246	250	253	257	261
	実利用者数 (人/年)	18	19	19	20	20	20
	平均利用者数 (人/月)	14	15	15	16	16	16

※平成 29 年度は見込み

(4) 行動援護

行動が著しく困難な常時介護を必要とする知的・精神障がい者（児）が外出する際に、必要な援助を行います。

市内にサービス提供事業所がなく、実績もないことから、第5期の計画値は見込んでいません。ただし、計画期間中に利用したい要望があった場合は、できる限りそのニーズに対応できる体制を整えていきます。

表 行動援護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
行動援護	延利用量 (時間/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は見込み

(5) 重度障がい者等包括支援

介護の必要がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。市内にサービス提供事業所がなく、現在実績はありません。また、サービス利用の条件に該当する人もいないことから、第5期の計画値は見込んでいません。ただし、計画期間中に利用したい要望があった場合は、できる限りそのニーズに対応できる体制を整えていきます。

表 重度障がい者等包括支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
重度障がい者等包括支援	延利用量 (時間/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※平成 29 年度は見込み

【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

今後、高齢者への訪問系サービスを実施している事業所等への障がい分野への参入促進を図りながら、必要な見込み量の確保に努めることとします。

また、障がいの特性を十分に理解し、対応できる従事者の養成や確保もあわせて重要であることから、東京都や関係機関が実施する人材育成事業やレベルアップ事業等の情報提供を行うなど、研修に関する情報提供を積極的に行います。さらに、サービス事業所との協議や指導・助言等を行い、サービスの質の向上にも努めていきます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）の10のサービスがあります。

（1）生活介護

常時介護を必要とする人に、日中、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びを見込むとともに、平成29年度中に市内事業所の定員増が予定されているため、それも踏まえて必要なサービス量を見込んでいます。

表 生活介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活介護	延利用量 (日/年)	29,510	30,854	31,163	33,276	33,595	33,917
	平均利用量 (日/月)	2,459	2,571	2,597	2,705	2,732	2,759
	実利用者数 (人/年)	139	137	138	146	147	148
	平均利用者数 (人/月)	133	135	136	144	145	146

※平成29年度は見込み

(2) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を一定期間行います。

第5期の計画値は実利用者数が1人増加することを見込んでいます。

表 自立訓練（機能訓練）の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (日/年)	250	369	369	492	492	492
	平均利用量 (日/月)	21	31	31	41	41	41
	実利用者数 (人/年)	3	3	3	4	4	4
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2	3	3	3

※平成29年度は見込み

(3) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい、又は精神障がいのある人が、地域生活を営むことができるよう、支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を一定期間行います。

第5期の計画値は、平成29年度中に新規事業所が開設する予定であり、平成30年度以降、実利用者数が15人程度増加すると見込んでいます。

表 自立訓練（生活訓練）の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (日/年)	1,111	935	1,023	1,678	1,865	1,958
	平均利用量 (日/月)	93	72	85	135	150	157
	実利用者数 (人/年)	19	15	15	28	31	32
	平均利用者数 (人/月)	10	9	9	16	18	19

※平成29年度は見込み

(4) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための必要な訓練を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の創設も考慮して、平成32年度の利用者の増加を見込んでいます。

表 就労移行支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労移行支援	延利用量 (日/年)	2,460	3,052	3,083	3,113	3,144	3,908
	平均利用量 (日/月)	205	252	255	257	260	323
	実利用者数 (人/年)	31	33	33	34	34	42
	平均利用者数 (人/月)	15	18	18	18	19	23

※平成29年度は見込み

(5) 就労継続支援(A型)

一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びを見込んでいます。

表 就労継続支援(A型)の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (A型)	延利用量 (日/年)	1,182	2,254	2,277	2,299	2,322	2,346
	平均利用量 (日/月)	99	188	190	192	194	196
	実利用者数 (人/年)	8	11	11	11	11	11
	平均利用者数 (人/月)	5	10	10	10	10	10

※平成29年度は見込み

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の創設も考慮して、平成32年度の利用者の増加を見込んでいます。

表 就労継続支援（B型）の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (B型)	延利用量 (日/年)	21,408	22,859	23,088	23,473	23,862	26,109
	平均利用量 (日/月)	1,784	1,905	1,924	1,956	1,989	2,176
	実利用者数 (人/年)	154	148	150	154	156	170
	平均利用者数 (人/月)	134	131	150	135	136	147

※平成29年度は見込み

(7) 就労定着支援

就労支援等のサービスを受けていた障害者などに、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活支援等）を行います。

平成30年度からの新しいサービスであり、第5期の計画値は、月2回の利用で年度ごとに1人ずつ増加すると見込みます。

表 就労定着支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
就労継続支援 (B型)	延利用量 (日/年)	—	—	—	24	48	72
	平均利用量 (日/月)	—	—	—	2	4	6
	実利用者数 (人/年)	—	—	—	1	2	3
	平均利用者数 (人/月)	—	—	—	1	2	3

※平成29年度は見込み

(8) 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行います。

利用者数が今後増加することは見込みにくいことから、第5期の計画値は現在の利用者分を見込んでいます。

表 療養介護の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
療養介護	実利用者数 (人/年)	7	7	7	7	7	7
	平均利用者数 (人/月)	6	7	7	7	7	7

※平成 29 年度は見込み

(9) 短期入所（福祉型）

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、福祉施設での宿泊を伴った預かりを行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の創設も考慮して、平成 32 年度の利用者の増加を見込んでいます。

表 短期入所（福祉型）の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所 (福祉型)	延利用量 (日/年)	2,705	2,879	2,908	2,937	2,966	3,206
	平均利用量 (日/月)	225	240	242	245	247	267
	実利用者数 (人/年)	74	69	70	70	71	77
	平均利用者数 (人/月)	45	48	48	49	49	53

※平成 29 年度は見込み

(10) 短期入所（医療型）

介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、病院での宿泊を伴った預かりを行います。

市内に事業所がなく、現在は他区市に所在する事業所の利用のみとなっています。第5期の計画値は、他区市に所在する事業所等と連携を図りつつ、サービス提供を行うために必要なサービス量を見込んでいます。

表 短期入所（医療型）の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
短期入所 (医療型)	延利用量 (日/年)	103	99	100	101	102	103
	平均利用量 (日/月)	9	8	8	8	8	8
	実利用者数 (人/年)	5	5	5	5	5	5
	平均利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

※平成 29 年度は見込み

【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

今後、利用量の増加が見込まれる生活介護、就労移行支援、就労継続支援（B型）、短期入所のサービス提供基盤については、市内の事業所との調整はもとより、近隣自治体との連携も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。

また、他のサービスに関しては、地域生活への移行に伴い利用ニーズの発生が予想されることから、関係機関やサービス事業所と連携して、動向の把握や必要量の確保を図ります。

3 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援の3つのサービスがあります。

（１）自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行います。

平成30年度からの新しいサービスであり、第5期の計画値は、月2回の利用で年度ごとに1人ずつ増加すると見込みます。（文章検討）

表 自立生活援助の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自立生活援助	実利用者数 (人/年)	—	—	—	5	5	6
	平均利用者数 (人/月)	—	—	—	5	5	6

※平成29年度は見込み

（２）共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びを見込むとともに、地域生活支援拠点の整備に伴う新たな事業所の創設も考慮して、平成32年度の利用者の増加を見込んでいます。

表 共同生活援助（グループホーム）の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/年)	54	54	55	55	56	67
	平均利用者数 (人/月)	48	49	49	50	50	61

※平成29年度は見込み

(3) 施設入所支援

夜間に介護が必要な人や自立訓練、就労移行支援を利用しつつも通所が困難な人に対して、居住の場を提供するとともに、安心した日常生活が営めるよう支援を行います。

第5期計画は成果目標に沿って、利用者が減少すると見込んでいます。

表 施設入所支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
施設入所支援	実利用者数 (人/年)	50	52	50	49	47	45
	平均利用者数 (人/月)	47	49	50	49	47	45

※平成 29 年度は見込み

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

引き続きニーズの見込まれるグループホーム（共同生活援助）については、地域生活支援拠点での整備の進めるとともに、市内事業所に情報提供等を行い、整備を促します。市内はもともと市外の事業者との連携を図りながら、必要なサービス量の確保に努めていきます。

自立生活援助は、平成 30 年度からの新しいサービスであり、市内法人等と連携してニーズの把握と必要量の確保を図ります。施設入所については、第5期計画は成果目標を踏まえて、利用者のニーズの把握等を行い、地域移行のための取組みを進めていきます。

4 相談支援

相談支援には計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の3つのサービスがあります。

(1) 計画相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての人を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第5期の計画値は、障がい者数の増加に伴い、障がい福祉サービス利用者数も増加すると見込んでいます。

表 計画相談支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	291	329	415	423	432	440
	平均利用者数 (人/月)	67	73	91	93	95	97

※平成 29 年度は見込み

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人、又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス事業所への同行支援等を行います。

第5期の計画値は、成果目標に沿って地域移行を推進するため、利用者が増加すると見込んでいます。

表 地域移行支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域移行支援	実利用者数 (人/年)	3	8	8	8	8	9
	平均利用者数 (人/月)	2	3	3	4	4	5

※平成 29 年度は見込み

(3) 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居からひとり暮らしに移行した障がいのある人などの、障がいの特性から生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

第5期の計画値は、成果目標に沿って地域移行を推進するため、利用者が増加すると見込んでいます。

表 地域定着支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域定着支援	実利用者数 (人/年)	10	23	23	23	24	25
	平均利用者数 (人/月)	8	16	16	16	16	17

※平成 29 年度は見込み

【相談支援の見込量確保のための方策】

計画相談支援については、第4期では経過措置の終了に伴い、見込み量の確保のための取組みを行い、利用者の大きく増加しました。今後は、新規のサービス利用者に合わせて必要量を確保していくとともに、事業者と連携してサービスの質の向上に努めていきます。

地域移行支援と地域定着支援については、地域生活への移行に伴い利用ニーズの増加が予想されることから、市内法人等と連携してニーズの把握と必要量の確保を図ります。

第3節 地域生活支援事業の見込量

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人もない人も参加でき、障がい者と一緒に触れ合うことができるイベントを障がい者週間等を開催し、市民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の場を提供します。

表 理解促進研修・啓発事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
理解促進研修 ・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29 年度は見込み

(2) 自発的活動支援事業

障がい者が自立生活をする上で必要となる心構えや生活技術(ヘルパーとの対人関係の作り方、住宅の探し方、生活管理、金銭管理など)、社会資源の使い方などについて、実際に自立生活を送っている障がい者から学ぶ自立生活プログラムを実施します。

また、対人関係学習会、障がい者料理教室、障がい者社会復帰ミーティングなど、社会生活を行う上で必要な対人関係、生活技術の向上を目的とした自立生活向上プログラムを障がい当事者、家族、支援者を対象に実施します。

表 自発的活動支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自発的活動 支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29 年度は見込み

(3) 相談支援事業

精神障がい当事者、家族、支援者などからの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

第5期も「地域生活支援センターリヒト」で相談支援事業を実施します。

表 相談支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
相談支援事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1

※平成 29 年度は見込み

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用、または利用しようとする知的障がい、精神障がい者を対象に、成年後見制度の申立てに要する費用及び後見人等の報酬の一部を助成します。

第5期の計画値は、平成 28 年度の実績のまま継続すると見込んでいます。

表 成年後見制度利用支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	1	1	3	3	3	3

※平成 29 年度は見込み

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制、専門職による支援体制の構築などを行います。

表 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※平成 29 年度は見込み

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の社会活動への参加又は自立を支援します。第5期の計画値は、平成28年度の実績のまま継続すると見込んでいます。

また、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動など、日常会話程度の手話表現技術等を習得する手話通訳者や要約筆記者の養成研修を行います。手話通訳者については、初級、中級、上級、養成の4コースで研修を行います。

表 意思疎通支援事業の見込量

		計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
		年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業		派遣回数 (回)	497	352	425	425	425	425
手話 通訳者 設置 事業	手話	設置人数 (人)	20	24	28	28	28	28
	要約 筆記	設置人数 (人)	26	21	21	21	21	21

※平成29年度は見込み

(7) 日常生活用具給付等事業

第5期の計画値は、排泄管理支援用品を除き、毎年必ず申請があるものではないため、第4期の実績のまま継続すると見込んでいます。なお、排泄管理支援用品についても、過去の実績より増え続けてはいないため、第4期の実績の平均値を計画値としています。

表 日常生活用具の種類

日常生活用具介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や訓練に用いるいす等のことです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具のことです。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のことです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具のことです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具など障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品のことです。
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもののことです。

表 日常生活用具給付等事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
介護・訓練支援用具	延給付件数(件)	4	6	5	5	5	5
自立生活支援用具	延給付件数(件)	7	6	6	7	7	7
在宅療養等支援用具	延給付件数(件)	10	5	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	延給付件数(件)	11	12	12	12	12	12
排泄管理支援用具	延給付件数(件)	151	155	153	153	153	153
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	延給付件数(件)	3	2	3	4	4	4

※平成29年度は見込み

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。

第5期の計画値は、平成28年度の実績をもとに、年間10人の養成講習修了者を見込んでいます。

表 手話奉仕員養成研修事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
手話奉仕員 養成研修事業	養成講習 修了者数 (人)	10	10	10	10	10	10

※平成29年度は見込み

(9) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などの社会参加を促進するため、外出のための支援を行います。

移動支援事業は、平成27年度まで利用量等に大幅な増加がありましたが、平成28年度はやや減少しています。そのため、第5期の計画値は、第4期実績の平均値としています。

表 移動支援事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
移動支援事業	延利用量 (児間/年)	13,501	12,957	12,957	13,300	13,300	13,300
	平均利用量 (時間/月)	1,125	1,080	1,080	1,103	1,103	1,103
	実利用者数 (人/年)	139	138	138	139	139	139
	平均利用者数 (人/月)	101	97	97	99	99	99

※平成29年度は見込み

(10) 地域活動支援センター事業

通所による創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の等などに関する事業を実施し、障がいのある人等の地域生活を支援します。

第5期の計画値について、実施箇所数に変更はありません。実利用者数は2箇所の施設の定員の合計である105人としています。

表 地域活動支援センター事業の見込み

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域活動支援 センター事業	実施箇所数 (か所)	2	2	2	2	2	2
	実利用者数 (人/年)	93	100	99	105	105	105

※平成29年度は見込み

2 任意事業

市町村選択事業として、以下の事業を継続的に実施します。

更生訓練費給付事業は、平成 27 年度に利用者数が増加しましたが、第 5 期の計画値は、過去の実績を参照し、2 人と見込んでいます。

日中一時支援事業は、平成 27 年度まで利用者数に大幅な増加がありましたが、平成 28 年度はやや減少しています。そのため、第 5 期の計画値は、第 4 期実績の平均値としています。

自動車改造助成事業は、第 4 期の実績は 0 人ですが、今後、利用者や介護者の高齢に伴い、増加する可能性があるため、第 5 期の計画値は 1 人としています。

その他の事業は、第 5 期の計画値は、平成 28 年度の実績のまま継続すると見込んでいます。

表 任意事業の種類

更生訓練費給付事業	就労支援事業、又は自立訓練事業を利用している人や身体障害者更生援護施設に入所している人に社会復帰を促進するため、一定の要件を満たす場合に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	家庭の事情により、家族の支援が受けられないときや一時的な休息を目的に、知的障がいのある人の活動の場を社会福祉施設等で提供します。
家族介護用品給付等事業	日常生活において常時介護を必要とする重度心身障がい者(児)の同居親族に、おむつ及びおむつ以外の介護用品を支給します。
訪問入浴サービス事業	地域における重度障がいのある人の生活を支援するため、入浴サービスを提供し、重度障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
自動車運転教習料助成事業	障がいのある人の就労と行動範囲の拡大等により、生活の向上を図るため、自動車の運転免許を取得するために要した費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	就労等に伴い自動車を取得し、その自動車を改造する必要がある場合、その改造費の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等(あいとびあプール)	障がい者(児)の体力増強や交流、日中活動の場の提供を目的に、あいとびあプールで水泳教室等を開催します。
奉仕員養成研修(要約筆記)	意思疎通支援事業(通訳者派遣事業等)を円滑に実施するため、要約筆記奉仕員の養成を目的とした講習会を開催します。また、養成講習会修了後の奉仕員の技術の向上を目的とした研修会も開催します。
障害者虐待防止対策支援(保護室確保)	養護者による虐待を受けた障がい者を一時的に保護するために必要な居室を障がい者支援施設との委託契約により確保します。

表 任意事業の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
更生訓練費給付事業	実利用者数 (人/年)	9	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	36	34	34	35	35	35
家族介護用品給付等事業	実利用者数 (人/年)	10	9	10	10	10	10
訪問入浴サービス事業	実利用者数 (人/年)	0	0	1	1	1	1
自動車運転教習料助成事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
スポーツ・レクリエーション教室開催等(あいとびあプール)	登録者数 (人)	500	476	470	470	470	470
奉仕員養成研修(要約筆記)	実施回数 (回/年)	18	18	18	18	18	18
障害者虐待防止対策支援(保護室確保)	確保数 (室)	1	1	1	1	1	1

※平成 29 年度は見込み

第3章 第1期障害児福祉計画

第1節 障がい児福祉サービス等の見込量

1 障害児通所支援等

障害児通所支援等には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の5つのサービスがあります。

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びが継続すると見込んでいます。

表 児童発達支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
児童発達支援	延利用量 (日/年)	4,052	6,299	6,614	6,945	7,292	7,656
	平均利用量 (日/月)	338	525	551	579	608	638
	実利用者数 (人/年)	100	139	146	153	161	169
	平均利用者数 (人/月)	71	89	93	98	103	108

※平成 29 年度は見込み

(2) 医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。市内に事業所がなく、現在は他区市に所在する事業所の利用のみとなっています。

第5期の計画値は、平成28年度の実績のまま継続すると見込んでいます。

表 医療型児童発達支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
医療型児童 発達支援	延利用量 (日/年)	155	14	155	155	155	155
	平均利用量 (日/月)	13	1	13	13	13	13
	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

※平成29年度は見込み

(3) 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校休業日に施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びが継続すると見込んでいます。

表 放課後等デイサービスの見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
放課後等 デイサービス	延利用量 (日/年)	8,210	9,872	10,859	11,619	12,433	13,303
	平均利用量 (日/月)	684	823	905	969	1,036	1,109
	実利用者数 (人/年)	76	88	97	104	111	119
	平均利用者数 (人/月)	62	76	84	89	96	102

※平成29年度は見込み

(4) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のために、専門的な支援その他必要な支援を行います。

第5期の計画値は、児童発達支援センターが開設するため、平成32年度に利用者の増加を見込んでいます。

表 保育所等訪問支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
保育所等 訪問支援	延利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	120
	平均利用量 (日/月)	0	0	0	0	0	10
	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	5
	平均利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	5

※平成29年度は見込み

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供します。

平成30年度からの新しいサービスであり、第5期の計画値は、実利用者1人を見込みます。

表 居宅訪問型児童発達支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
居宅訪問型 児童発達支援	延利用量 (日/年)	—	—	—	1	1	1
	平均利用量 (日/月)	—	—	—	4	8	8
	実利用者数 (人/年)	—	—	—	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	—	—	—	1	1	1

※平成29年度は見込み

2 障害児入所支援

障害児入所支援には、福祉型障害児入所施設と医療型障害児入所施設の2つのサービスがあります。

(1) 福祉型障害児入所施設

障がい児入所施設に入所等をする障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。

第5期の計画値は、平成28年度の実績のまま継続すると見込んでいます。

表 福祉型障害児入所施設の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
福祉型障害児 入所施設	実利用者数 (人/年)	6	4	3	3	3	3
	平均利用者数 (人/月)	6	4	3	3	3	3

※平成29年度は見込み

(2) 医療型障害児入所施設

障がい児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障がい児に、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

第5期の計画値は、第4期の実績のまま継続すると見込んでいます。

表 医療型障害児入所施設の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
医療型障害児 入所施設	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	1
	平均利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1

※平成29年度は見込み

3 障害児相談支援

障害児通所支援等を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援等の開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。

第5期の計画値は、第4期の実績の伸びが継続すると見込んでいます。

表 障害児相談支援の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
障害児 相談支援	実利用者数 (人/年)	80	108	108	113	119	125
	平均利用者数 (人/月)	18	26	43	45	47	50

※平成 29 年度は見込み

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを平成 32 年度に配置します。

表 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数の見込量

	計画期間	実績(第4期)			計画値(第5期)		
	年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
コーディネーター	配置人数 (人)	0	0	0	0	0	1

※平成 29 年度は見込み

【障がい児福祉サービスの見込量確保のための方策】

第4期では、特に児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用量の大きな増加が見られました。第5期でも引き続き、利用が増加していくことが見込まれますので、関係機関や事業所と連携しながらニーズの把握と見込み量の確保を進めていきます。

現在、保健・子育て・教育・福祉等の関係機関が連携して地域で子どもの育ちを支える中核的な機能（機関）として、平成 31 年度中の（仮称）児童発達~~発達~~支援センターの整備を進めています。児童発達支援センターを中核として、関係機関や障がい児福祉サービス事業所との連携を強化し、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めることと合わせて、現状のニーズやサービスの提供基盤等の状況を踏まえて、状況児童発達支援センターで実施するサービスを検討していきます。

また、居宅訪問型児童発達支援は、平成 30 年度からの新しいサービスであり、関係機関と連携してニーズの把握と必要量の確保を図っていきます。

第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

1 狛江市市民福祉推進委員会・障がい小委員会

本計画のさまざまな施策の推進に当たっては、行政だけでなく、市民、企業、サービス事業者、関係団体等との協働のもと、相互が連携し、官民一体となって取り組むことが重要です。

本市では、市民福祉の基本理念の実現のため、保健、医療、福祉関係者で構成する「狛江市市民福祉推進委員会」を設置するとともに、同委員会の下に設置された「障がい小委員会」で計画の策定及び改定に関する事項について審議しています。

今後も本計画の進捗状況の把握や評価を行うとともに、市民生活の視点から施策の総合調整を行います。

2 狛江市地域自立支援協議会

狛江市地域自立支援協議会は、狛江市が設置したものであり、障がい福祉に関わるさまざまな分野の関係者が委員となっています。

狛江市地域自立支援協議会では、障がい者が地域の中で安心・安全に生活できるよう、相談支援事業をはじめ、地域の関係機関によるネットワークの構築等を図りながら、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行います。

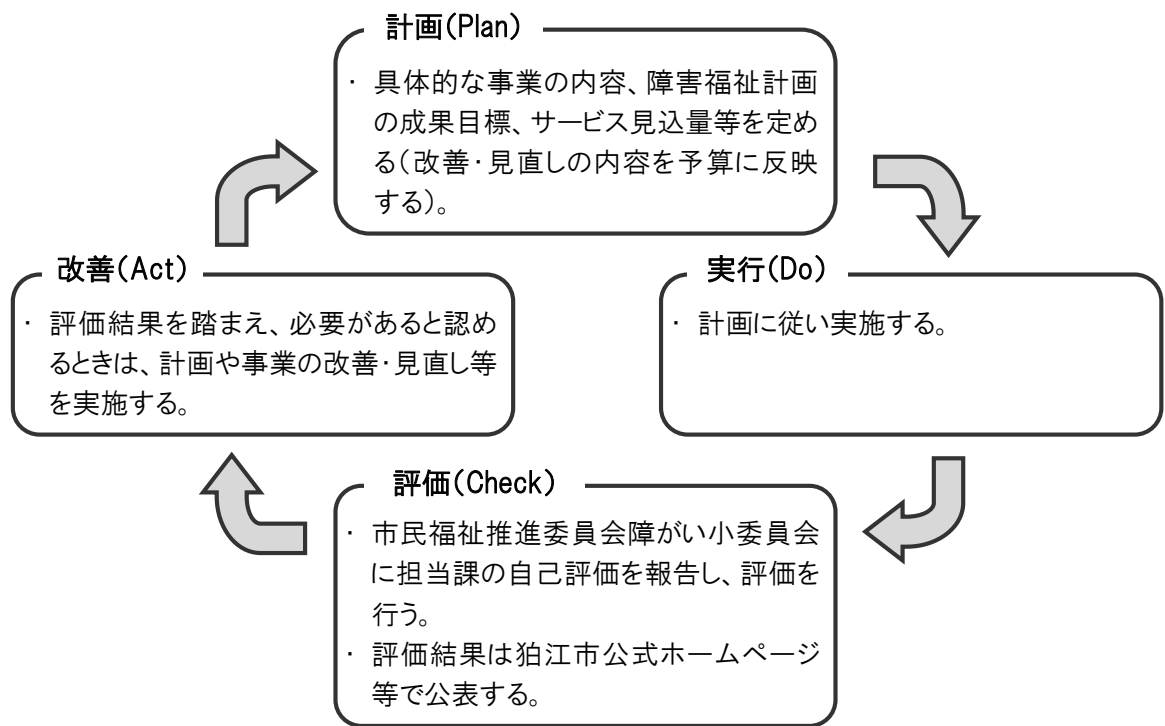
第2節 計画の評価方法

1 評価の手順

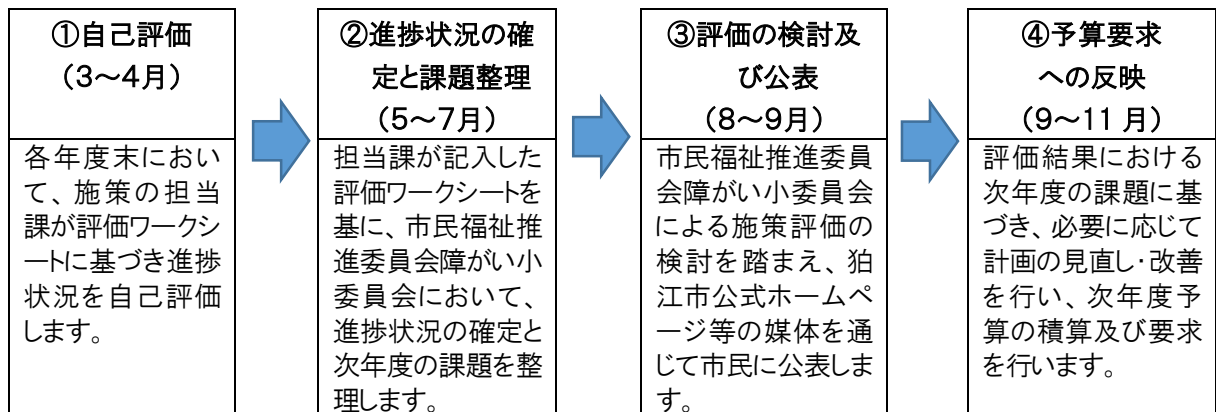
本計画を具体的な事業として実現するとともに、目標数値を確実に達成するためには、計画期間中、PDCAサイクルにより進行管理を行い、その結果を市民に対して公開することにより、より高い推進力を確保していくことが必要となります。

そこで本計画においては、以下のサイクルに従って毎年度、計画の進行管理を実施します。

図表 PDCAサイクルによる進行管理



図表 評価 (Check) から改善 (Act) へのスケジュール



2 評価の基準

障害者計画の各施策については、毎年度計画が実施されているか、施策ごとに以下のA～Dで評価します。

図 障害者計画の施策の評価基準

評価基準	評価内容
A	進捗している・期待通りの成果がでている 例：前年よりもより一層の取組みを強化できた
B	現状維持・ある程度の成果がでている 例：前年同様の取組みを実施した
C	あまり進捗していない・あまり成果が出ていない 例：前年同様の取組みが実施できなかった
D	まったく進捗していない・まったく成果がでていない 例：年次目標どおりの進捗ができず、取組みの目途も立っていない

障害福祉計画の成果目標、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの見込量については、年度ごとに計画値と実績値を比較し評価します。

